

令和5年度

厚生年金保険法第79条の8第2項に基づく
日本私立学校振興・共済事業団に係る管理積立金の
管理及び運用の状況についての評価の結果

令和6年12月

文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

目次

項目	頁
はじめに	4
本資料における略語等	4
第1章 概要	
1 私学事業団の管理積立金の運用状況	5
（1）令和5年度の収益率及び収益額	5
（2）令和5年度末の運用資産額	5
（3）平成28年度から令和5年度の運用状況（長期平均）	5
2 私学事業団の管理積立金の運用状況が年金財政に与える影響	5
3 厚生年金保険法第79条の3第3項ただし書の規定による運用の状況	6
4 積立金基本指針及び管理運用の方針に定める事項の遵守状況	6
5 その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項	7
第2章 被用者年金制度一元化後の年金積立金の運用の目的と仕組み	
1 厚生年金保険における年金積立金の運用の目的等	8
2 積立金基本指針	9
3 モデルポートフォリオ	9
4 私学事業団における管理運用の方針	10
5 私学事業団における業務概況書の作成及び公表	11
6 文部科学省における管理積立金の管理及び運用の評価	11
第3章 私学事業団の管理積立金の運用状況	
1 令和5年度の収益率の状況	12
2 令和5年度の収益額の状況	12
3 令和5年度末の運用資産額の状況	13
4 令和5年度末の資産構成割合の状況	13
5 平成28年度から令和5年度の運用状況（長期平均）	13
第4章 私学事業団の管理積立金の運用状況が年金財政に与える影響について	
1 年金財政からみた運用の状況の評価の考え方	14
（1）年金積立金の運用とその評価	14
（2）厚生年金保険制度における財政見通しを踏まえた評価	14
（3）実質的な運用利回りによる評価	15
（4）令和元年財政検証における運用利回り等の前提	15
2 運用実績が年金財政に与える影響の評価	17
第5章 厚生年金保険法第79条の3第3項ただし書の規定による運用	
1 共済独自資産の運用状況	18
2 共済独自資産の運用の評価	18

第6章 厚生年金保険法第79条の4第1項に規定する積立金基本指針及び同法第79条の6第1項に規定する管理運用の方針に定める事項の遵守の状況の評価	
1 総合的な評価	19
2 個別の事項についての遵守状況	19
（1）管理積立金の運用の目的	19
（2）モデルポートフォリオ	21
（3）基本ポートフォリオ	22
（4）積立金基本指針及び管理運用の方針の遵守	26
（5）基本ポートフォリオ及び運用リスク管理	27
（6）市場等への影響に対する配慮	29
（7）スチュワードシップ・コードに係る取組	29
（8）企業経営等への影響に対する配慮	31
（9）流動性の確保	31
（10）運用手法の見直し並びに運用受託機関等の選定・評価等	32
（11）パッシブ運用及びアクティブ運用	34
（12）ESG投資	35
（13）移行ポートフォリオ	36
（14）運用の状況の評価	37
（15）運用実績等の公表	38
（16）受託者責任	40
（17）相互連携	41
（18）自家運用	41
（19）信託による委託運用	43
（20）生命保険資産	47
第7章 その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項	
1 私学事業団の業務の概要	48
2 私学事業団のガバナンス体制	48
（1）共済運営委員会	48
（2）資産運用検討委員会	49
（3）積立金の管理及び運用業務に関するガバナンス体制の概念図	50
まとめ	52
参考資料 年金積立金運用関係法令	53

【はじめに】

文部科学大臣は、毎事業年度、日本私立学校振興・共済事業団から厚生年金保険の積立金の管理及び運用に関する業務概況書の送付を受けた後、日本私立学校振興・共済事業団に対して、厚生年金保険の積立金の管理及び運用の状況についての評価を行うこととされている（厚生年金保険法第79条の8第2項）。本資料は、業務概況書及び日本私立学校振興・共済事業団へのヒアリング内容に基づき、令和5年度における評価の結果をまとめたものである。

なお、文部科学大臣は、評価の結果を公表するとともに、送付を受けた業務概況書に評価の結果を添えて主務大臣（厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣）に送付することとされている（厚生年金保険法第79条の8第3項）。

【本資料における略語等】

私学事業団：日本私立学校振興・共済事業団

K K R：国家公務員共済組合連合会

地共連：地方公務員共済組合連合会

G P I F：年金積立金管理運用独立行政法人

厚年法：厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

私学事業団法：日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）

私学共済法：私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

事業団法施行令：日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成9年政令第354号）

財務会計省令：日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成9年文部省令第42号）

共済規程：日本私立学校振興・共済事業団共済規程

第1章 概要

1 私学事業団の管理積立金の運用状況

私学事業団が管理及び運用する厚生年金保険の年金積立金（管理積立金）の令和5年度の運用実績は、修正総合収益率22.98%（総合収益額7,472億円）であり、令和5年度末における管理積立金の運用資産額（時価）は、4兆89億円であった。

また、被用者年金制度一元化後の過去8年間（平成28年度から令和5年度）の収益率の平均は、7.62%（累積収益額16,960億円）であった。⇒第3章

（1）令和5年度の収益率及び収益額

（単位：％）

実現収益率	9.29
修正総合収益率	22.98

（単位：億円）

実現収益額	2,493
総合収益額	7,472

（注1）収益率及び収益額は運用手数料控除後のものである。

（注2）修正総合収益率は評価損益の増減等を実現収益に加味して計算したものである。

（2）令和5年度末の運用資産額

（単位：億円）

	簿価	時価	評価損益
運用資産額	29,447	40,089	10,642

（3）平成28年度から令和5年度の運用状況（長期平均）

平均収益率 7.62%
累積収益額 16,960億円

2 私学事業団の管理積立金の運用状況が年金財政に与える影響

私学事業団の令和5年度の管理積立金の収益率（名目運用利回り）は22.98%となっている。名目賃金上昇率の実績は1.68%であるから、実質的な運用利回りは20.95%である。

また、被用者年金制度一元化後の過去8年間（平成28年度から令和5年度）の管理積立金の平均収益率（名目運用利回り）は7.62%となっている。名目賃金上昇率の実績平均は0.65%であるから、実質的な運用利回りの平均は6.93%である。

私学事業団の「管理運用の方針」に定める長期の運用目標は、1.7%であるから、長期的に見て、年金財政上必要な運用利回りを確保していると言える。

⇒第4章

(単位：％)

区分	【運用実績】		長期の運用目標
	令和５年度	平成２８～令和５年度 長期の平均	
名目運用利回り	22.98	7.62	4.0
名目賃金上昇率	1.68	0.65	2.3
実質的な運用利回り	20.95	6.93	1.7

(注１) 名目運用利回りは運用手数料控除後のものである。

(注２) 名目運用利回り及び名目賃金上昇率の長期平均は、各年度の幾何平均（年率換算）である。

(注３) 実質的な運用利回りは、 $\{(1 + \text{名目運用利回り} \div 100) \div (1 + \text{名目賃金上昇率} \div 100)\} \times 100 - 100$ により算出したものである。

３ 厚生年金保険法第７９条の３第３項ただし書の規定による運用の状況

共済独自資産としては、私学事業団法等に基づき、予算の定めるところにより行われる助成勘定への長期貸付金（私立学校への融資事業の財源）が該当し、私立学校の教育の振興に資するという私学共済法の目的に沿うものであることから、厚年法第７９条の３第３項ただし書の規定により、同法第７９条の２の目的に沿った運用となっている。

また、運用実績においては国内債券と同程度の収益率を確保することで、安定的な年金制度運営に寄与するとともに、年限及び残高に一定の制約を設けることにより、適切にリスク管理されている。⇒第５章

共済独自資産の令和５年度の運用実績は、実現収益率０．５８％（実現収益額５億円）であった。また、令和５年度末における共済独自資産の運用資産額（簿価）は、７４２億円であった。

４ 積立金基本指針及び管理運用の方針に定める事項の遵守状況

私学事業団は、管理積立金の管理及び運用に当たり、厚年法第７９条の４第１項に規定する「積立金基本指針」及び同法第７９条の６第１項に規定する「管理運用の方針」に定める事項を遵守することとなっている。

令和５年度末の資産構成は、「管理運用の方針」において規定している基本ポートフォリオの許容乖離幅の範囲内に収まっている。

このほか、令和５年度においては、「積立金基本指針」及び「管理運用の方針」を概ね遵守しているものと評価できる。⇒第６章

令和5年度末の資産構成割合

(単位：％)

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
23.6	25.9	24.6	25.9	100.0

(注1) 国内債券には貸付金と短期資産を含む。

(注2) 四捨五入のため、各数値の合算が100%にならない場合がある。

(参考) 基本ポートフォリオ

(単位：％)

資産区分	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
資産配分割合	25.0	25.0	25.0	25.0	100.0
許容乖離幅	±10.0	±8.0	±6.0	±7.0	—

(注1) 国内債券には貸付金を含む。

(注2) 短期資産については、国内債券の許容乖離幅の中で管理する。

(注3) 移行期においては許容乖離幅からの超過を許容するものとする。

(注4) オルタナティブ資産に投資する場合は、積立金全体の5%を上限とし、リスク・リターン特性に応じて伝統的4資産のいずれかに区分する。

5 その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項

私学事業団におけるガバナンス体制について整備の状況を確認したところ、概ね整っていると評価できる。⇒第7章

第2章 被用者年金制度一元化後の年金積立金の運用の目的と仕組み

1 厚生年金保険における年金積立金の運用の目的等

私学事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私学共済法の規定による共済制度を運営しており、年金積立金の運用も共済制度事業の一部として行ってきた。

平成27年10月以降については、被用者年金制度の一元化（以下「年金一元化」という。）により、私学事業団は厚生年金保険における実施機関かつ積立金の管理運用主体とされ、厚生年金保険における年金積立金の運用を行うこととなった。そのため、私学事業団は、保有している年金積立金のうち、厚生年金保険に係るものについては、厚生年金保険における年金積立金の運用の目的に沿って運用することとなった。

厚生年金保険における年金積立金の運用の目的は、「積立金の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。」（厚年法第79条の2）とされている。

厚生年金保険制度は、他の公的年金と同様に、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支えるという世代間扶養の考え方を基本として運営されている。このため、年金給付を行うために必要な資金をあらかじめ全て積み立てておくという考え方は採られていない。しかし、我が国においては、少子高齢化が急速に進行しており、現役世代の保険料のみで年金給付を賄うことになれば、保険料負担の急増又は給付水準の急激な低下は避けられない。そこで、一定の積立金を保有し、その運用収入を活用する財政計画としてきた。

平成16年年金制度改正までの財政方式では、将来にわたる全ての期間を考慮しており、将来にわたり一定規模の積立金を保有し、その運用収入を活用することとなっていた（永久均衡方式）。平成16年年金制度改正により、今後は、概ね100年間にわたる期間を考慮に入れ、その期間の最終年度の積立金を給付費の1年分とする財政方式（有限均衡方式）とすることとした。ただし、新しい財政方式においても、概ね100年間にわたり給付費の1年以上の積立金を保有することとなり、その運用収入は年金給付の重要な原資となる。積立金を保有する平成16年年金制度改正後の財政方式による所得代替率の見通しと、積立金を保有しない完全な賦課方式の場合に確保できる所得代替率の見通しを比較すると、積立金を活用することによって、完全な賦課方式の場合よりも高い所得代替率を確保できることとなる。

平成27年10月の年金一元化後、各管理運用主体（GPIF、KKR、地共連、私学事業団、以下同じ。）が管理及び運用を行う厚生年金保険の年金積立金（以下「管理積立金」という。）は、厚生年金保険における共通財源として一体化されている。

2 積立金基本指針

主務大臣（厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、以下同じ。）は、積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（以下「積立金基本指針」という。）を定めることとされている（厚年法第79条の4第1項）。

積立金基本指針には、以下の項目を定めることとされている（厚年法第79条の4第2項）。

- ① 積立金の管理及び運用に関する基本的な方針
- ② 積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項
- ③ 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項
- ④ その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

この規定に基づき、主務大臣は平成26年7月に「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」（平成26年7月3日、改正文 令和2年2月27日 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第1号）を発出した。

「積立金基本指針」において、各管理運用主体が管理積立金の運用を行うに際しては、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うことや、厚生年金保険事業の財政上の諸前提を踏まえ、保険給付等に必要な流動性を確保しつつ、必要となる積立金の実質的な運用利回りを、最低限のリスクで確保することを目的として行うことが規定されている。

3 モデルポートフォリオ

積立金基本指針の発出後、管理運用主体は、積立金基本指針に適合するように、共同して積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を作成し、公表することとされている（厚年法第79条の5第1項、第3項）。

この規定に基づき、管理運用主体は平成27年3月に「積立金の資産の構成の目標（モデルポートフォリオ）」（平成27年3月20日、変更：令和2年3月24日 年金積立金管理運用独立行政法人 国家公務員共済組合連合会 地方公務員共済組合連合会 日本私立学校振興・共済事業団）を定めて公表した。

なお、モデルポートフォリオが積立金基本指針に適合しないときは、主務大臣が変更を命じることとされている（厚年法第79条の5第4項）。

4 私学事業団における管理運用の方針

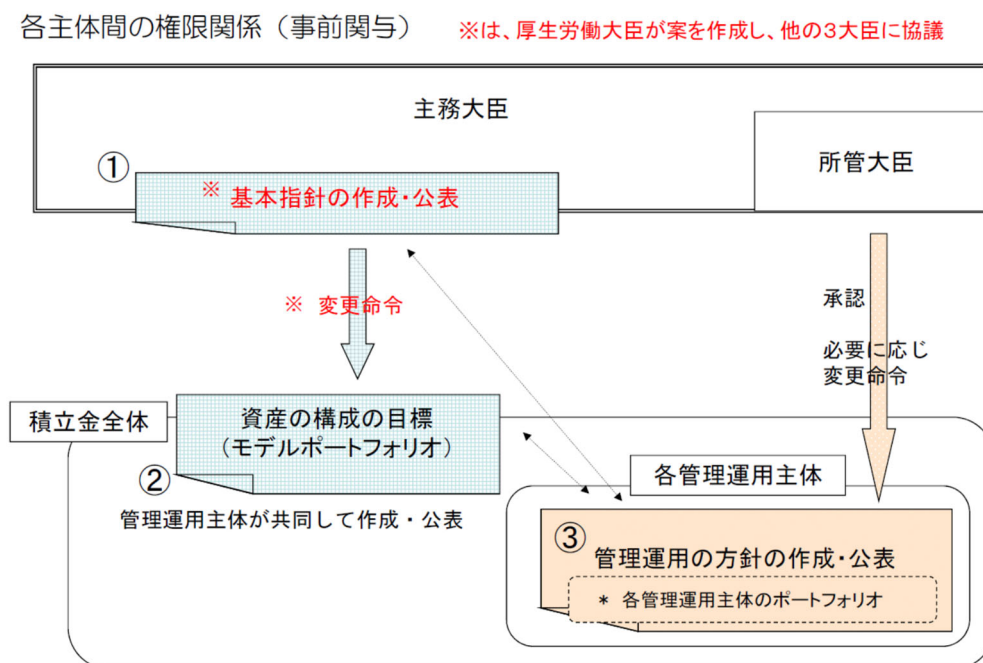
管理運用主体は、管理積立金の管理及び運用を適切に行うため、積立金基本指針に適合するように、かつモデルポートフォリオに即して、「管理運用の方針」を作成し、公表することとされている（厚年法第79条の6第1項、第5項）。

管理運用の方針には、以下の項目を定めることとされている（厚年法第79条の6第2項）。

- ① 管理積立金の管理及び運用の基本的な方針
- ② 管理積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項
- ③ 管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項
- ④ その他管理積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項

管理運用主体は管理運用の方針を策定若しくは変更する場合には、所管大臣（管理運用主体を所管する大臣、私学事業団の場合は文部科学大臣、以下同じ。）の承認を得る必要があり、また、所管大臣は管理運用主体の管理運用の方針が積立金基本指針に適合しなくなったときは変更を命ずることができるとされている（厚年法第79条の6第4項、第7項）。

この規定に基づき、私学事業団は、平成27年10月に「厚生年金保険給付積立金等の管理運用の方針」（平成27年9月30日制定、令和2年3月31日変更）を公表した。



出典： 厚生労働省「積立金基本指針に関する検討会（第1回）」（平成25年7月30日）資料3-1より

5 私学事業団における業務概況書の作成及び公表

管理運用主体は、各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当該事業年度における管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況について記載した業務概況書を作成及び公表し、所管大臣へ送付することとされている（厚年法第79条の8第1項）。

業務概況書に記載する事項は法令で規定されている。私学事業団については、以下のとおりである（財務会計省令第24条の3）。

- ① 私学事業団の管理積立金の資産の額
- ② 私学事業団の管理積立金の資産の構成割合
- ③ 私学事業団の管理積立金の運用収入の額
- ④ 私学事業団が私学共済法の目的に沿って運用できる積立金（以下「共済独自資産」という。）の運用の状況
- ⑤ 私学事業団の基本ポートフォリオに関する事項
- ⑥ 私学事業団の管理積立金の運用利回り
- ⑦ 私学事業団の管理積立金の運用に関するリスク管理の状況
- ⑧ 私学事業団の管理積立金の運用における運用手法別の運用の状況
- ⑨ 私学事業団における株式に係る議決権の行使に関する状況等
- ⑩ 私学事業団のガバナンス体制に関する事項
- ⑪ その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項

この規定に基づき、私学事業団は業務概況書を作成し、令和6年7月5日に公表するとともに、文部科学大臣に送付した。

6 文部科学省における管理積立金の管理及び運用の評価

所管大臣は、管理運用主体から業務概況書が送付されたときには、速やかに管理運用主体について、管理積立金の管理及び運用の状況についての評価を行い、評価結果を公表することとされている（厚年法第79条の8第2項）。

また、所管大臣は、業務概況書に上記の評価結果を添えて主務大臣へ送付することとされており（厚年法第79条の8第3項）、主務大臣は各所管大臣から業務概況書及び評価結果の送付を受けた後、厚生年金の積立金全体についての評価報告書を作成し公表することとされている（厚年法第79条の9第1項）。

文部科学大臣が、私学事業団の管理積立金について評価を行う事項については、以下のとおりである（財務会計省令第24条の4）。

- ① 私学事業団の管理積立金の運用の状況及び運用の状況が年金財政に与える影響
- ② 私学事業団の共済独自資産についての運用の状況
- ③ 積立金基本指針及び私学事業団の管理運用の方針に定める事項の遵守の状況
- ④ その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項

第3章 私学事業団の管理積立金の運用状況

1 令和5年度の収益率の状況

令和5年度における管理積立金の収益率は、実現収益率9.29%、修正総合収益率22.98%となった。

(単位：%)

	令和5年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
実現収益率	1.75	2.47	1.69	3.33	9.29
修正総合収益率	9.64	△0.00	2.53	9.90	22.98
国内債券	0.29	△1.27	0.66	△0.14	△0.47
国内株式	13.84	1.63	2.24	17.65	38.00
外国債券	7.85	△0.05	1.76	5.64	15.47
外国株式	15.31	△0.45	5.16	15.63	38.07

(注1) 収益率は当該期間中の運用手数料等が精算された場合には、これを控除している。

(注2) 修正総合収益率は評価損益の増減等を実現収益に加味して計算したものである。

(注3) 国内債券には貸付金と短期資産を含む。

2 令和5年度の収益額の状況

令和5年度における管理積立金の収益額は、実現収益額2,493億円、総合収益額7,472億円となった。

(単位：億円)

	令和5年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度計
実現収益額	448	652	456	937	2,493
総合収益額	3,018	△1	876	3,579	7,472
国内債券	21	△99	52	△12	△37
国内株式	1,118	146	201	1,599	3,065
外国債券	594	△4	151	507	1,248
外国株式	1,284	△43	471	1,484	3,196

(注1) 収益額は当該期間中の運用手数料等が精算された場合には、これを控除している。

(注2) 総合収益額は未収収益及び評価損益の増減を実現収益額に加味して計算したものである。

(注3) 国内債券には貸付金と短期資産を含む。

(注4) 四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しない。

3 令和5年度末の運用資産額の状況

令和5年度末における管理積立金の運用資産額は、簿価評価額2兆9,447億円、時価評価額4兆89億円となった。

(単位：億円)

	令和4年度末			令和5年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	7,852	7,902	50	9,502	9,471	△31
国内株式	6,213	8,020	1,807	6,298	10,397	4,099
外国債券	7,346	7,523	177	8,874	9,849	974
外国株式	4,695	8,324	3,629	4,773	10,373	5,600
合 計	26,106	31,769	5,663	29,447	40,089	10,642

(注1) 国内債券には貸付金と短期資産を含む。

(注2) 四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しない。

4 令和5年度末の資産構成割合の状況

令和5年度末における管理積立金の資産構成割合は、以下のとおりである。

(単位：%)

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
23.6	25.9	24.6	25.9	100.0

(注1) 国内債券には貸付金と短期資産を含む。

(注2) 四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しない。

5 平成28年度から令和5年度の運用状況（長期平均）

平成28年度から令和5年度の運用状況（長期平均）は、以下のとおりである。

平均収益率	7.62%
累積収益額	16,960億円

第4章 私学事業団の管理積立金の運用状況が年金財政に与える影響について

1 年金財政からみた運用の状況の評価の考え方

(1) 年金積立金の運用とその評価

年金積立金の運用は、長期的な観点から安全かつ効率的に行うこととされており、短期的な市場の変動に過度にとらわれるべきものではない。

したがって、運用実績の年金財政に与える影響についても、長期的な観点から評価することが重要である。

(2) 厚生年金保険制度における財政見通しを踏まえた評価

厚生年金保険では、年金財政の均衡を確保するため、保険料水準の上限を定め、平成29（2017）年度まで（国家公務員及び地方公務員については平成30（2018）年度まで、私立学校教職員については令和9（2027）年度まで）段階的に引き上げるとともに、社会経済状況の変動に応じて給付水準を自動調整する保険料固定方式が導入されている。あわせて、少なくとも5年に1度、概ね100年間で視野に入れて財政状況を検証し、マクロ経済スライドにより給付水準がどこまで調整されるかの見通しを示すこととなっている。

少なくとも5年ごとに行うこととされている財政検証では、将来の加入、脱退、死亡、障害等の発生状況（人口学的要素）や運用利回り、賃金上昇、物価上昇の状況（経済的要素）等について、一定の前提を置いて、今後、概ね100年間にわたる収支状況を推計し、財政見通しを公表しており、令和元年財政検証についても、このような推計が行われている。

なお、令和元年財政検証では、経済前提について内閣府「中長期の経済財政に関する試算」の成長実現ケースから接続される経済成長と労働参加が進むケースⅠ（全要素生産性上昇率は1.3%）から、同試算のベースラインケースから接続される経済成長と労働参加が進まないケースⅥ（全要素生産性上昇率は0.3%）まで幅の広い経済状況を設定して検証を行っており、ケースⅠからケースⅢでは、年金の給付水準は、所得代替率50%が確保できることが確認されている。

実績が全てこの財政検証で置いた前提どおりに推移すれば、収入、支出等の実績値は財政検証における予測どおりに推移し、見通しどおりの給付水準を確保することができる。年金一元化後、年金積立金の運用は、各管理運用主体がそれぞれ行うこととなっているため、年金積立金の運用実績については、各管理運用主体でまちまちであるが、いずれの管理運用主体においても、厚生年金保険制度の財政検証の前提を踏まえた運用利回りを管理積立金の運用の目標としている。したがって、私学事業団の管理積立金の運用実績が年金財政に与える影響を評価するに当たっては、長期的な観点から、私学事業団の運用収益率の実績と、私学事業団の長期の運用目標とを比較することとする。なお、年金一元化後の期間における評価であるため、

対象が過去8年間となっているが、今後、評価を積み重ねていくことにより、将来的には、より長期的な評価となる。

（３）実質的な運用利回りによる評価

厚生年金保険の年金額は、年金を受け取り始めるときは、名目賃金上昇率に応じて改定され、受給後は物価に応じて改定されることが基本であるが、このような仕組みの下では、長期的に見ると年金給付費は名目賃金上昇率に連動して増加することとなる。

したがって、運用収入のうち賃金上昇率を上回る分が、年金財政上の実質的な収益となる。

このため、運用実績が年金財政に与える影響の評価をする際には、収益率（名目運用利回り）から名目賃金上昇率を差し引いた「実質的な運用利回り」にて評価することが適当である。

なお、厚生年金保険では、マクロ経済スライドによる給付水準の自動調整が導入されており、マクロ経済スライドを行う特例期間中は、基本的にはスライド調整率分、年金給付費の伸びが抑えられることとなる。マクロ経済スライドは人口学的要素（被保険者数の減少と平均余命の伸び）に基づいて給付水準を調整する仕組みであるが、運用実績が年金財政に及ぼす影響の評価には、このような人口学的要素の予定と実績の差を反映せず、経済的要素の予定と実績の差に着目することが適切と考えられることから、特例期間中も名目賃金上昇率を差し引いた実質的な運用利回りで評価することとした。

（４）令和元年財政検証における運用利回り等の前提

令和元年財政検証では、運用利回り等の経済前提については、「社会保障審議会年金部会」の下に設置された「年金財政における経済前提に関する専門委員会」において作成された「年金財政における経済前提 について（検討結果の報告）」（平成31年3月）に基づいて設定されたものである。

- ・ 足下（令和10（2028）年度まで）の経済前提（表1）は、内閣府が作成した「中長期の経済財政に関する試算」（平成31年1月及び令和元年7月）の「成長実現ケース」、「ベースラインケース」に準拠して設定している。
- ・ 長期（令和11（2029）年度以降）の経済前提（表2）は、マクロ経済に関する試算（コブ・ダグラス型生産関数を用いた長期的な経済成長率等の推計）に基づいて設定している。

※ 長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性（TFP）上昇率を軸とした、複数ケース（6ケース）を設定している。

(表 1) 令和元年財政検証の足下(令和10(2028)年度まで)の経済前提

○内閣府 成長実現ケースに接続するケース(ケースⅠ～ケースⅢ)

年度		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
物価上昇率(※1)		0.7%	0.8%	1.0%	1.4%	1.7%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
賃金上昇率(実質<対物価>)(※2)		0.4%	0.4%	0.4%	0.8%	1.2%	1.3%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%
運用利回り(※3)	実質<対物価>	1.0%	0.9%	0.7%	0.3%	0.0%	▲0.3%	0.0%	0.3%	0.5%	0.6%
	スプレッド<対賃金>	0.6%	0.5%	0.3%	▲0.5%	▲1.2%	▲1.6%	▲1.4%	▲1.0%	▲0.8%	▲0.7%
(参考)全要素生産性(TFP)上昇率		0.4%	0.6%	0.8%	1.0%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%

○内閣府 ベースラインケースに接続するケース(ケースⅣ～ケースⅥ)

年度		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
物価上昇率(※1)		0.7%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
賃金上昇率(実質<対物価>)(※2)		0.4%	0.4%	0.1%	0.3%	0.5%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%
運用利回り(※3)	実質<対物価>	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.7%	0.6%	0.7%	0.9%	0.9%	0.8%
	スプレッド<対賃金>	0.6%	0.5%	0.9%	0.7%	0.2%	▲0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.1%
(参考)全要素生産性(TFP)上昇率		0.4%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%

出典:「第9回社会保障審議会年金部会」(令和元年8月27日)資料2-1より

(表 2) 令和元年財政検証の長期(令和11(2029)年度以降)の経済前提

		将来の経済状況の仮定		経済前提				(参考)
		労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率(実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率(実質) 2029年度以降 20～30年
						実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
ケースⅠ	内閣府試算「成長実現ケース」に接続するもの	経済成長と労働参加が進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケースⅡ			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケースⅢ			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケースⅣ	内閣府試算「ベースラインケース」に接続するもの	経済成長と労働参加が一定程度進むケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケースⅤ			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケースⅥ		経済成長と労働参加が進まないケース	0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%	▲0.5%

出典:「第9回社会保障審議会年金部会」(令和元年8月27日)資料2-1より

令和元年財政検証では、経済前提について高成長ケースから低成長ケースまで幅の広い6通りの経済状況を設定して検証を行っているが、私学事業団の「管理運用の方針」では、財政検証における長期の経済前提における実質的な運用利回りのうち最も大きな値であるケースⅢの1.7%が長期の運用目標として設定されている。

したがって、この章において、年金積立金の運用実績が年金財政に与える影響を評価するに当たっては、長期的に見たときの実質的な運用利回りの実績と私学事業団の長期の運用目標である1.7%を比較することとする。

2 運用実績が年金財政に与える影響の評価

年金積立金の運用実績の評価は、長期的な観点から行うべきものであり、被用者年金制度の一元化後の過去8年間（平成28年度から令和5年度）の運用実績等は、次のとおりである。

（単位：％、億円）

年度	実質的な運用			運用収益	
	利回り	名目運用利回り	名目賃金上昇率	時価	累積
平成28年度	5.00	4.95	△0.05	986	—
平成29年度	6.61	6.89	0.26	1,405	2,391
平成30年度	0.56	1.35	0.79	298	2,689
令和元年度	△5.26	△4.69	0.60	△1,066	1,623
令和2年度	25.92	25.27	△0.52	5,624	7,247
令和3年度	4.61	5.70	1.04	1,628	8,875
令和4年度	0.59	1.99	1.39	613	9,488
令和5年度	20.95	22.98	1.68	7,472	16,960
平均	6.93	7.62	0.65		
長期の運用目標	1.7	4.0	2.3		

（注1）名目運用利回りは運用手数料控除後のものである。

（注2）名目運用利回り及び名目賃金上昇率の長期平均は、各年度の幾何平均（年率換算）である。

（注3）実質的な運用利回りは、 $\{(1 + \text{名目運用利回り} \div 100) \div (1 + \text{名目賃金上昇率} \div 100)\} \times 100 - 100$ により算出したものである。

平成28年度から令和5年度の管理積立金の平均収益率（名目運用利回り）は7.62％となっている。名目賃金上昇率の実績平均は0.65％であるから、実質的な運用利回りの平均は6.93％である。

私学事業団の管理運用の方針に定める長期の運用目標は、1.7％であるから、長期的に見て、年金財政上必要な運用利回りを確保していると言える。

（財政検証との関係）

年金財政に影響を及ぼす要素としては、実質的な運用利回りのほかに、賃金上昇率、死亡率、出生率などがある。運用実績の評価としては、長期的に見たときの実質的な運用利回りの実績を長期の運用目標と比較することとなるが、例えば、運用実績は財政検証期間の最終年度における年金積立金にどのような影響を与えるのか、マクロ経済スライドを行う特例期間の延長や短縮にどのような影響を与えるのか、といった年金財政全体への影響を考える場合には、出生率の変化等の運用以外の要素も考慮が必要となる。これら全ての要素の年金財政への影響については、少なくとも5年に1度行われる財政検証において検証されることとなる。

第5章 厚生年金保険法第79条の3第3項ただし書の規定による運用

1 共済独自資産の運用状況

厚年法第79条の3第3項ただし書において、私学事業団の積立金の一部については、私学共済法の目的に沿って運用することができるものと規定されている。

令和5年度における共済独自資産の運用として、私学事業団法等に基づき、予算の定めるところにより行われる助成勘定への長期貸付金が該当する。

当該長期貸付金は、私学事業団の助成業務における貸付事業（学校法人等に施設の整備等のために必要な資金を貸し付け）の財源として活用されており、私立学校の教育の振興に資するという私学共済法の目的に沿った運用となっている。

2 共済独自資産の運用の評価

共済独自資産の運用においても、安全かつ効率的に運用を行うことが重要である。

国内債券の中に含まれることから、国内債券と同程度の収益率を確保できることが想定され、令和5年度においては国内債券を上回る収益率を確保している。

また、当該貸付金の運用に当たっては、資産区分上、国内債券の内訳として管理されることを踏まえ、インカム水準の維持と流動性確保の観点から、以下の制約の下で運営されており、適切にリスク管理されていると評価できる。

- ・平均貸付期間を原則10年以上とする
- ・国内債券との合算額に対する割合を30%以内とする

	令和5年度				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度
期末資産残高（簿価）	853 億円	758 億円	758 億円	742 億円	742 億円
実現収益率	0.00%	0.28%	0.00%	0.31%	0.58%
実現収益額	0 億円	2 億円	0 億円	2 億円	5 億円

第6章 厚生年金保険法第79条の4第1項に規定する積立金基本指針及び同法第79条の6第1項に規定する管理運用の方針に定める事項の遵守の状況の評価

1 総合的な評価

私学事業団の令和5年度の積立金の管理及び運用の状況を確認したところ、「積立金基本指針」及び「管理運用の方針」に規定されている事項の遵守の状況については、概ね遵守しているものと評価できる。

2 個別の事項についての遵守状況

以下、個別の事項について、私学事業団の令和5年度の積立金の管理及び運用の状況を確認し、遵守状況について評価を行う。

(1) 管理積立金の運用の目的

【積立金基本指針】

第一 積立金の管理及び運用に関する基本的な方針

- 一 積立金(厚生年金保険法(以下「法」という。)第七十九条の二に規定する積立金をいう。以下同じ。)の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険(法第七十九条の三第三項の規定により共済各法(同項に規定する共済各法をいう。)の目的に沿って運用する場合においては、厚生年金保険)の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。

- 二 積立金の運用は、厚生年金保険事業の財政上の諸前提(法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成する際に用いられる厚生年金保険事業の財政上の諸前提をいう。以下同じ。)を踏まえ、保険給付等に必要な流動性を確保しつつ、必要となる積立金の実質的な運用利回り(積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。以下同じ。)を、最低限のリスクで確保することを目的として行うこと。

【管理運用の方針】

I. 管理及び運用の基本的な方針

1. 管理及び運用の目的

積立金等の管理及び運用については、積立金等が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険（法第79条の3第3項の規定により私立学校教職員共済法の目的に沿って運用する場合においては、厚生年金保険）の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

2. 運用の目標

積立金等の運用については、法第2条の4第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金等の実質的な運用利回り（積立金等の運用利回りから、名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とする。

3. 分散投資

積立金等の運用については、リスク・リターン等の特性が異なる複数の資産に適切に分散して投資することを基本とする。

（別表2）基本ポートフォリオの資産配分割合及び許容乖離幅

資産区分	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産配分割合	25%	25%	25%	25%
許容乖離幅	±10%	±8%	±6%	±7%

（備考）

- 1 国内債券には、貸付金を含む。
- 2 短期資産については、国内債券の許容乖離幅の中で管理する。
- 3 移行期においては許容乖離幅からの超過を許容するものとする。
- 4 オルタナティブ資産に投資する場合は、積立金全体の5%を上限とし、リスク・リターン特性に応じて伝統的4資産のいずれかに区分する。

【遵守状況】

（運用の目的）

- 私学事業団の管理積立金の運用については、厚生年金保険の令和元年財政検証における財政上の諸前提を踏まえ、保険給付等に必要な流動性を確保しつつ、必要となる管理積立金の実質的な運用利回りを最低限のリスクで確保することにより、将来にわたって厚生年金保険事業の運営の安定に資するという目的を達成できるように、分散投資を基本として長期的な観点から策定した基本ポートフォリオに基づく運用となっており、厚年法第79条の2に規定された目的に則った

運用が実施されている。

(2) モデルポートフォリオ

【積立金基本指針】

第二 積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項

- 一 管理運用主体(法第七十九条の四第二項第三号に規定する管理運用主体をいう。以下同じ。)は、本指針に適合するよう、共同して、管理運用の方針(法第七十九条の六第一項に規定する管理運用の方針をいう。以下同じ。)において基本ポートフォリオ(同条第二項第三号に規定する管理積立金(同条第一項に規定する管理積立金をいう。以下同じ。))の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成をいう。以下同じ。)を定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定めること。その際、積立金等の今後の見通しと整合的な形でリスク検証を行うこと。
- 二 モデルポートフォリオは、厚生年金保険事業の財政上の諸前提と整合性をもつ積立金の実質的な運用利回りとして、財政の現況及び見通しを作成する際に積立金の運用利回りとして示される積立金の実質的な運用利回りを長期的に確保する構成とすること。
- 三 管理運用主体は、モデルポートフォリオを定めるに当たっては、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮すること。その際、今後の経済状況の見通しを踏まえ、フォワード・ルッキングなリスク分析を行うこと。
- 四 管理運用主体は、モデルポートフォリオを定めるに当たっては、モデルポートフォリオを参酌して管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討すること。その際、モデルポートフォリオの乖離許容幅の範囲内で基本ポートフォリオを定める等、管理運用主体が管理積立金の運用において、厚生年金保険事業の共通財源として一体性を確保しつつ、自主性及び創意工夫を発揮できるようなものとなるよう配慮すること。
- 五 管理運用主体は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならないこと。また、管理運用主体は、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての定期的な検証の必要性について検討すること。

【管理運用の方針】

(別表 1) モデルポートフォリオ

資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
モデルポートフォリオ	25%	25%	25%	25%
中心値範囲	± 4%	± 4%	± 4%	± 4%

(備考)

- この表において「中心値範囲」とは、管理運用主体（法第79条の4第2項第3号に規定する管理運用主体をいう。）が管理積立金（法第79条の6第1項に規定する管理積立金をいう。）の運用において厚生年金保険事業の共通財源としての一体性を確保する観点から定められた、基本ポートフォリオにおける各資産の中心値が含まれるべき範囲をいう。
- この表に掲げる資産（以下「伝統的4資産」という。）以外の資産は、リスク・リターン特性に応じて、伝統的4資産のいずれかに区分して管理するものとする。ただし、短期資産は、伝統的4資産とは別に区分して管理することができる。
- 基本ポートフォリオにおいて短期資産の割合を定めるときは、この表の数値は、国内債券の数値から短期資産の割合を控除した数値に読み替えることができるものとする。

【遵守状況】

- モデルポートフォリオについては、管理運用主体が共同して、令和2年3月24日に変更し、公表済である。
- 管理運用主体が共同してモデルポートフォリオを定めるに当たっては、管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向が考慮されていることから、「積立金基本指針」に準拠した運営がなされている。

(3) 基本ポートフォリオ

【積立金基本指針】

第三 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項

- 一 管理運用主体は、管理積立金の管理及び運用を適切に行うため、本指針に適合するように、かつ、モデルポートフォリオに即して、基本ポートフォリオを含む管理運用の方針を定めること。その際、基本ポートフォリオについては、積立金等の今後の見通しと整合的な形でのリスク検証を行うこと。
- 三 管理運用主体が基本ポートフォリオを定めるに当たっては、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮すること。その際、今後の経済状況の見通しを踏まえ、フォワード・ルッキングなリスク分析を行うこと。

【管理運用の方針】

Ⅱ. 運用における資産の構成等に関する事項

1. 基本ポートフォリオ

(1) 基本ポートフォリオの策定

1-2 の運用の目標を達成するため、運用資産の基本ポートフォリオを中長期的観点から策定し、これに基づく資産配分を維持するよう努めるものとする。また、基本ポートフォリオの策定に当たっては、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見及び内外の経済動向等を考慮しつつ、別表 1 に記載するモデルポートフォリオの中心値範囲内で基本ポートフォリオを定める等、積立金等の運用において、厚生年金保険事業の共通財源としての一体性を確保するとともに、積立金等の今後の見通しと整合的な形でリスク検証や今後の経済状況の見通しを踏まえたフォワード・ルッキングなリスク分析を行うものとする。

(2) 基本ポートフォリオ

基本ポートフォリオの資産配分割合及び許容乖離幅を別表 2 のとおり定める。

(3) ベンチマーク

各運用資産のベンチマークは、別表 3 に記載する指標等を用いるものとする。

(別表 2) 基本ポートフォリオの資産配分割合及び許容乖離幅

資産区分	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産配分割合	25%	25%	25%	25%
許容乖離幅	±10%	±8%	±6%	±7%

(備考)

- 1 国内債券には、貸付金を含む。
- 2 短期資産については、国内債券の許容乖離幅の中で管理する。
- 3 移行期においては許容乖離幅からの超過を許容するものとする。
- 4 オルタナティブ資産に投資する場合は、積立金全体の5%を上限とし、リスク・リターン特性に応じて伝統的4資産のいずれかに区分する。

(別表 3) 資産区分ごとのベンチマーク

資産区分	ベンチマーク
国内債券	NOMURA-BPI/Ladder 10 年を 60%、NOMURA-BPI/Ladder 20 年を 40%の複合ベンチマーク
国内株式	Russell/Nomura Total Market インデックス（配当込み）
外国債券	ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合インデックス（日本円除く、ヘッジなし、円ベース）
外国株式	MSCI All Country World Index（除く日本、配当込み、円ベース）

【遵守状況】

(令和元年における基本ポートフォリオの見直し)

- 令和2年3月31日に変更した私学事業団の管理運用の方針において、以下のとおり基本ポートフォリオを定めた。

(単位：%)

資産区分	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産配分割合	25	25	25	25
許容乖離幅	±10	±8	±6	±7

- 令和元年における基本ポートフォリオ見直しに際しての考え方

＜1＞経済前提

令和元年財政検証における運用利回り等の経済前提（※）は、令和10年度までの「足下の経済前提」と、令和11年度以降の「長期的な経済前提」の2つの期間に分けて設定されている。足下の経済前提は内閣府の作成した「中長期の経済財政に関する試算」における「成長実現ケース」と「ベースラインケース」の2ケース、長期的な経済前提は、マクロ経済に関する試算（コブ・ダグラス型生産関数を用いた長期的な経済成長率等の推計）に基づき、長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性（TFP）上昇率を軸とした、複数ケース（6ケース）を設定している。

基本ポートフォリオ策定に当たっては、「成長実現ケース」に接続するもののうち最も保守的な「ケースⅢ」を前提とした。

※経済前提における各ケースの数値については、15 ページ「令和元年財政検証における運用利回り等の経済前提」を参照。

＜2＞期待収益率及びリスク・相関係数

期待リターンは、モデルポートフォリオ策定時における推計方法と同様に、ビルディングブロック法による推計値に、市場時価総額に内在すると考えられる均衡収益率を混合することによって算出した。また、リスクおよび相関係数は過去25年のデータに基づき算出した。

＜3＞目標運用利回り（名目運用利回り）

令和元年財政検証における長期の経済前提における実質的な運用利回りのうち最も大きな値であるケースⅢの1.7%を用いて、「名目賃金上昇率+1.7%」を満たすものとした。

＜4＞最適化

期待収益率及びリスク・相関係数に基づき最適化を実施した。「目標運用利回

り＝名目賃金上昇率＋1.7%」を満たしつつ、その一方で名目賃金上昇率を下回る確率(下方確率)が全額国内債券運用の場合を下回り、かつ名目賃金上昇率を下回るときの不足額の平均(条件付平均不足率)が最小となるポートフォリオを選定条件とした。

上記の考え方にに基づき、外部コンサルティング会社の助言や資産運用検討委員会の意見を得ながら策定した。また、過去リスク事象に基づくストレステストや、下振れリスクの検証などによるフォワード・ルッキングなリスク分析を行っており、上記の基本ポートフォリオは、積立金基本指針及び管理運用の方針に適合している。

【積立金基本指針】

第三 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項

- 二 管理運用主体は、本指針が変更されたときその他必要があると認めるときは、管理運用の方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならないこと。特に、基本ポートフォリオについては、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての検証を定期的に行い、必要に応じ、随時見直すこと。

【管理運用の方針】

II. 運用における資産の構成等に関する事項

3. 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオは、運用環境の変化に対応するため、定期的に検証を行い、必要に応じて見直すものとする。

VI. その他必要な事項

1. 管理運用の方針の見直し等

- (1) 私学事業団は、厚生年金保険法又は積立金基本指針その他関係法令が変更されたときその他必要があると認めたときは、管理運用の方針に検討を加え、必要に応じて変更するものとする。
- (2) 私学事業団は、管理運用の方針及び積立金等の運用に関する重要事項の策定及び変更等については、2の資産運用検討委員会の意見を聴き、助言を受けるものとする。
- (3) 管理運用の方針を変更する場合には、私学事業団から運用受託者及び管理受託者に対し、文書により示すものとする。
- (4) 管理運用の方針及びガイドライン等に関し、運用受託者及び管理受託者として意見がある場合は、これを申し出ることができる。

【遵守状況】

(基本ポートフォリオの検証及び見直し)

- 私学事業団は、直近の市場データを用いて各資産のリスクと相関係数を更新し、基本ポートフォリオのリスク特性について検証を行った。

その結果、現行基本ポートフォリオのリスク関連指標である下方確率は、全額国内債券で運用した場合より下回っており、また、条件付平均不足率（名目賃金上昇率を下回るリスク）についても策定時とは大きな変化が見られないことから、効率性が保たれていることが確認できた。令和6年6月5日開催の資産運用検討委員会における意見聴取を経て、直ちに見直す必要はないとの結論に至った。

(管理運用の方針の見直し)

- 私学事業団の「管理運用の方針」については、令和元年度中に以下の事柄を追記し、改正後の積立金基本指針に即した内容に変更する手続きを行って以降、変更はない。
 - ・ 積立金の運用全般において、非財務的要素であるE S G（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進することについて検討し、必要な取り組みを行う。
 - ・ 積立金全体及び各資産の運用利回りについて、ベンチマーク収益率による評価を行う。

(4) 積立金基本指針及び管理運用の方針の遵守

【積立金基本指針】

第三 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項

- 四 管理運用主体は、本指針及び管理運用の方針に従って管理積立金の管理及び運用を行わなければならないこと。

【管理運用の方針】

(前文)

(略)

私学事業団は、法、積立金基本指針、日本私立学校振興・共済事業団法その他の法令の定めを遵守するとともに、管理運用の方針に基づき、積立金等の管理及び運用を行うものとする。

【遵守状況】

- 私学事業団の管理積立金の管理及び運用については、本資料における評価のとおり、厚年法、私学事業団法その他の法令の定めを遵守し、「積立金基本指針」及び「管理運用の方針」に基づいて実施されている。

(5) 基本ポートフォリオ及び運用リスク管理

【積立金基本指針】

第三 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項

- 五 管理運用主体は、分散投資による運用管理を行うこと。その際、ポートフォリオの管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等のリスク管理を行うこと。

【管理運用の方針】

I. 管理及び運用の基本的な方針

3. 分散投資

積立金等の運用については、リスク・リターン等の特性が異なる複数の資産に適切に分散して投資することを基本とする。

II. 運用における資産の構成等に関する事項

2. 基本ポートフォリオの管理

運用資産については、毎月、その構成割合が基本ポートフォリオの資産配分割合及び許容乖離幅の範囲内に存在するか否かを点検し、必要に応じて市場の動向等を勘案しつつリバランスを実施するものとする。

4. リスク管理

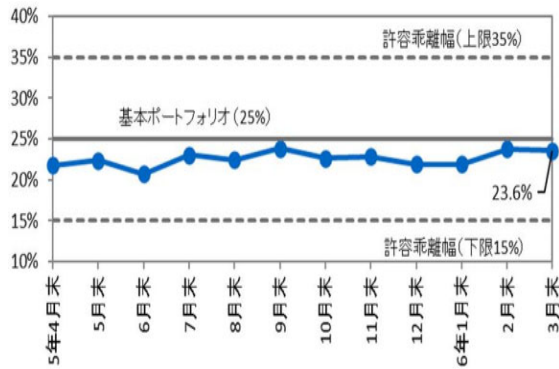
運用資産については、資産全体のリスクを管理するとともに、資産ごとの市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理するため、各資産の時価変動等を毎月把握し、必要に応じて、適切な措置を講じるものとする。

【遵守状況】

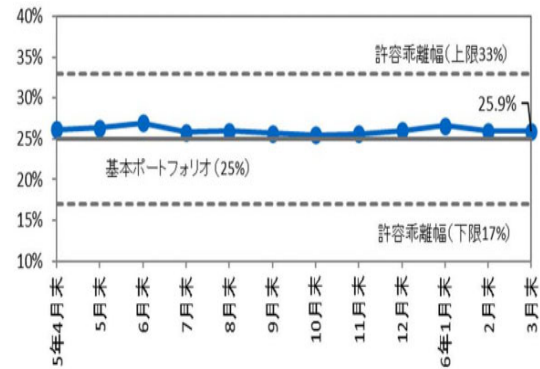
(基本ポートフォリオ)

- 令和5年度各月末における私学事業団の管理積立金の資産構成割合と、私学事業団の管理運用の方針に規定されている基本ポートフォリオの資産配分割合及び乖離幅は、次のグラフのとおり基本ポートフォリオの許容乖離幅の範囲内に収まっている。

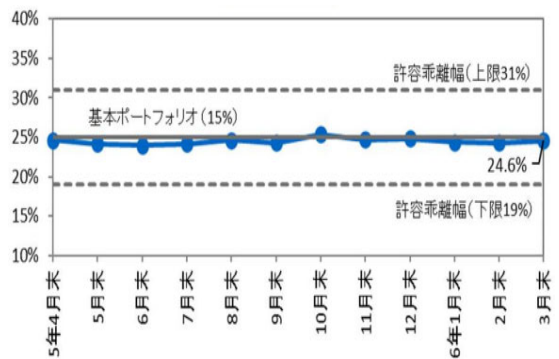
国内債券



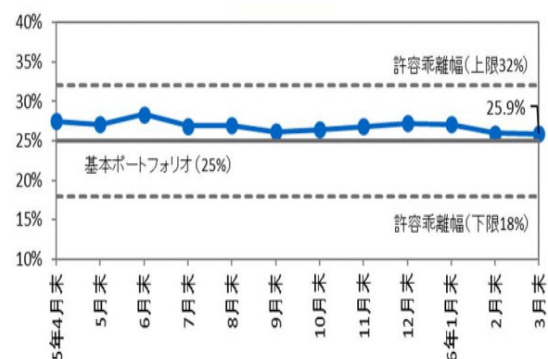
国内株式



外国債券



外国株式



(資産全体)

- 私学事業団の資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券、外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めている。

リスク管理は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク等について、統計的手法及び定性的情報を活用して行っている。

- 管理積立金の資産構成割合については、毎月1回開催される運用リスク管理部会（私学事業団の役職員から構成される内部会議）で基本ポートフォリオに対するリスク量（トラッキングエラー等）を定量的に管理している。

令和5年度は、基本ポートフォリオからの乖離幅について、各月末において許容乖離幅の範囲内で推移している。

(運用受託機関)

- 運用受託機関に対しては、「年金資産管理運用ガイドライン」を示し、毎月、運用実績やリスクの状況等について報告を求め、「年金資産管理運用ガイドライン」の遵守状況を確認するとともに、定期ミーティングを開催し、説明を受ける等の方

法により管理を行っている。

（「(10) 運用手法の見直し並びに運用受託機関等の選定・評価等」及び「(19) 信託による委託運用」参照。）

（資産管理機関）

- 資産管理機関に対しては、「年金資産管理運用ガイドライン」を示し、毎月、資産管理状況等について報告を求め、「年金資産管理運用ガイドライン」の遵守状況を確認するとともに、ミーティング等において説明を受ける等の方法により管理を行っている。

（「(10) 運用手法の見直し並びに運用受託機関等の選定・評価等」及び「(19) 信託による委託運用」参照。）

（自家運用）

- 自家運用については、ベンチマークに含まれない銘柄の信用リスクの変化を確認するため、格付状況や保有比率等を月次でモニタリングしている。

（６）市場等への影響に対する配慮

【積立金基本指針】

第三 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項

- 六 管理運用主体による管理積立金の運用に当たっては、管理運用主体の資産の規模に応じ、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケット・インパクトを被ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。

【遵守状況】

- 私学事業団の資産移動に際しては、市場動向を勘案しつつ、投資方針、投資額等を検討し、必要に応じてトランジション・マネジメントを活用するなど、マーケット・インパクトを被ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮している。
- トランジション・マネジメントを活用する際には、事前にコストを見積もり最良執行に努めるとともに、執行後にはインパクトコスト等の検証を行っている。

（７）スチュワードシップ・コードに係る取組

【積立金基本指針】

第三 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項

- 七 管理運用主体は、企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、

企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主等の長期的な利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使等の適切な対応を行うこと。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》(平成二十六年二月二十六日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ)を踏まえ、スチュワードシップ責任(機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。)を果たす上での基本的な方針の策定及び公表についても検討を行うこと。

【管理運用の方針】

Ⅲ. 資産の管理及び運用に関する事項

4. 信託による委託運用

(9) 日本版スチュワードシップ・コードに関する取組み

私学事業団は、日本版スチュワードシップ・コード（金融庁が策定した「『責任ある機関投資家』の諸原則」をいう。以下同じ。）を踏まえ、スチュワードシップ責任を果たすための方針を定め、これを公表するものとする。

また、私学事業団は、公表した方針に従い、国内株式の運用受託者に対して、スチュワードシップ活動（株主議決権の行使及びエンゲージメント活動）の実施及びその報告を求めるものとする。

外国株式の運用受託者に対しては、株主議決権行使の実施及びその報告を求めるものとする。

【遵守状況】

- 私学事業団は、平成29年5月29日に改訂された、日本版スチュワードシップ・コードを実施するため、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」として、「「日本版スチュワードシップ・コード」の受け入れについて」を平成29年10月31日に策定し、同年11月1日付で公表している。令和2年3月に日本版スチュワードシップ・コードが改訂されたことを受け、「「日本版スチュワードシップ・コード」の受け入れについて」を改正し、令和2年9月28日に公表している。
- 私学事業団は、国内株式及び外国株式の運用受託機関に「株主議決権行使に関する実務ガイドライン」を提示して、事業団のガイドラインの行使基準に沿った適切な議決権行使をするよう契約時に求めている。また、当該ガイドラインに沿って行使しているかを報告書及びヒアリングの場で確認を行い、不統一行使及び白紙委任等の理由について説明を求めている。令和5年度にはこのガイドラインについて内容を見直し、スチュワードシップ活動の基本的な考え方を追加する等の改定を行った。

- 私学事業団は、上記の方針に沿って、運用受託機関に対しエンゲージメント活動や株主議決権行使などのスチュワードシップ活動に係る取組内容や実施実績などについて報告を求め、加えてヒアリング等を通じて状況を把握し、その内容を公表している。
- 運用受託機関の議決権行使及びスチュワードシップ活動の取り組みについては、外部委託しているコンサルタントが行う運用受託機関の定性分析及び評価のプロセスに組み入れられていることを確認している。

(8) 企業経営等への影響に対する配慮

【積立金基本指針】

第三 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項

- 八 管理運用主体は、企業経営等に与える影響を考慮し、自家運用で株式運用を行う場合においては、個別銘柄の選択は行わないこと。

【遵守状況】

- 私学事業団は、自家運用において株式運用を実施していない。

(9) 流動性の確保

【積立金基本指針】

第三 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項

- 九 管理運用主体は、年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、保険給付等に支障を生じさせることがないように、保険給付等に必要な流動性を確保すること。

【管理運用の方針】

I. 管理及び運用の基本的な方針

2. 運用の目標

積立金等の運用については、法第2条の4第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金等の実質的な運用利回り（積立金等の運用利回りから、名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とする。

III. 資産の管理及び運用に関する事項

1. 資金収支の管理

積立金等の運用に当たっては、「年間資金収入支出予定」による資産別の資金収支を

推計することにより、再投資を踏まえた資産構成の状況等について管理するものとする。

5. 自家運用

(1) 運用の基本的手法等

自家運用においては、給付等に必要な流動性を確保しつつ、短期運用及び長期運用を行うものとする。

【遵守状況】

- 私学事業団は、基本ポートフォリオにおいて国内債券と短期資産のリスク・リターン特性が近似していることに基づき、国内債券の許容乖離幅の範囲で短期資産の管理運用を行っている。

具体的には、資産運用部会における資金計画の検討により、手元資金を最小限にとどめる運用効率の観点も維持しながら、金利上昇リスクにも配慮しながら国内債券の投資額を抑制し、偶数月の大きな支出（保険給付等）に必要な流動性（短期資産）を確保した。

なお、年度末における短期資産の額及びウェイトは、4月と6月の保険給付等に備える必要もあり、例年どおり比較的大きくなった。

(10) 運用手法の見直し並びに運用受託機関等の選定・評価等

【積立金基本指針】

第三 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項

- 十 管理運用主体は、実質的な運用利回りを確保することができるよう、運用手法の見直し並びに運用受託機関等の選定機能及び管理の強化のための取組を進めること。この場合において、運用受託機関等については、定期的に評価を行い、資金配分の見直し等の必要な措置を採ること。

【管理運用の方針】

Ⅲ. 資産の管理及び運用に関する事項

7. 運用受託者及び管理受託者等の選定

運用受託者、管理受託者及び生命保険会社の選定については、次により行うものとする。

(1) 運用受託者の選定

運用受託者については、次に掲げる項目等について詳細なヒアリングを実施した上で、基本ポートフォリオに基づき、運用受託者の構成（マネジャー・ストラクチャー）等を総合的に勘案して選定するものとする。

①経営状況（資本金、財務内容、従業員数、顧客状況等）が安定していると認められること。

②運用哲学、運用手法、運用体制、法令遵守体制等の定性評価が良好であること。

③一定期間以上の運用実績（トラック・レコード）があること。

(2) 管理受託者の選定

管理受託者については、次に掲げる要件を満たす信託業務を行う銀行の中から選定するものとする。

①経営状況（資本金、財務内容、従業員数、顧客状況等）が安定していると認められること。

②資産管理体制（監査体制、資産管理システム、カストディ等）が適性であること。

③法令等の遵守体制が整備されていること。

(3) 生命保険会社の選定

生命保険会社については、別に定める取引金融機関の選定基準に基づき、財務内容、特別配当の状況等を勘案して決定するものとする。

IV. 運用の評価等に関する事項

2. 運用受託者の評価

運用受託者に対する評価については、定量評価と定性評価を合わせて総合的に行うものとする。

(1) 定量評価

定量評価は、資産区分ごとにベンチマークに対する超過収益率等を比較することにより行うものとし、この場合における収益率は、原則として時間加重収益率を用いるものとする。

(2) 定性評価

定性評価は、運用スタイルと投資行動の整合性、付加価値を生み出す能力、リスク管理体制等に関する評価を行うものとする。

また、Ⅲ－４－（９）に規定する日本版スチュワードシップ・コードに関する方針に基づいて運用受託者が適切な取組みを行っているか否かについても、定性評価の一部に含むものとする。

3. 管理受託者の評価

管理受託者に対する評価については、経営状況、資産管理体制、法令等の遵守体制について、適時、総合的にその適性を判断するものとする。

4. 運用受託者への委託金額の追加及び減額

運用受託者への委託金額の追加及び減額（全部解約を含む）は、2 の評価に基づき行うものとする。ただし、基本ポートフォリオに対して積立金等の資産構成割合を調整する必要がある場合には、運用受託者の評価の優劣にかかわらず委託金額の追加及び減額を行うことができるものとする。

【遵守状況】

(受託者等の選定について)

- 令和5年度に、国内株式において、運用状況及び市場環境を踏まえ、運用戦略やファンドの構成について見直すこととし、公募によりファンドを選定し、既存ファンドとの一部入替えを実施した。選定にあたっては、超過リターン獲得能力の評価において、スタイルやサイズ要因を排除した指標（スタイル調整後リターン）に重点を置き、トラッキングエラー対比でこのリターンが高いものを評価するなど、評価手法の高度化を図った。

(運用受託機関について)

- 運用受託機関から月次で受領する運用状況に関する報告書や、定期ミーティングにおいて、運用実績やリスクの状況について把握し、管理運用ガイドラインの遵守状況等を確認している。また、スチュワードシップ・コードに関する取組姿勢をヒアリングにより確認している。

運用受託機関の評価について、定量面（ベンチマーク比較、資産区分別・運用手法別・運用スタイル別の比較等）、定性面（運用スタイル・手法と投資行動の整合性、付加価値創造力、リスク管理体制等）での評価を行っている。

(管理受託機関について)

- 月次で受領する資産管理に関する報告書や、随時実施したミーティング等により管理運用ガイドラインの遵守状況等を確認している。

評価については、経営状況、資産管理体制、法令等の遵守体制等について総合的に評価を行い、特段の問題はないことから契約を継続している。

(11) パッシブ運用及びアクティブ運用

【積立金基本指針】

第三 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項

- 十一 管理運用主体は、パッシブ運用とアクティブ運用を併用することを原則とすること。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。

【管理運用の方針】

Ⅲ. 資産の管理及び運用に関する事項

4. 信託による委託運用

(1) 運用の基本的手法等

信託による委託運用においては、パッシブ運用とアクティブ運用を併用し、アクティ

ブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得た上で行うものとする。

【遵守状況】

- 私学事業団は、パッシブ運用とアクティブ運用を併用して運用を実施している。
なお、令和5年度末におけるパッシブ・アクティブ比率は、以下のとおりである。

(単位：％)

		アクティブ／パッシブ比率
国内債券（アクティブ）		100.0
国内株式	合計	100.0
	アクティブ	35.4
	パッシブ	64.6
外国債券	合計	100.0
	アクティブ	29.2
	パッシブ	70.8
外国株式	合計	100.0
	アクティブ	31.7
	パッシブ	68.3

- 私学事業団は、アクティブ運用を行う運用受託機関について、前項の選定基準に基づき、超過収益の実績とその要因の定量的な分析に加え、ヒアリング等を通じた定性的な評価の蓄積をもって、超過収益の再現性を裏付ける根拠としている。

（１２）ESG投資

【積立金基本指針】

第三 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項

- 十二 管理運用主体は、積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を行うこと。

【管理運用の方針】

Ⅲ. 資産の管理及び運用に関する事項

3. 資産の運用におけるESGの考慮

私学事業団は、積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進することについて検討し、必要な取組を行う。

【遵守状況】

- 私学事業団では、ESGを考慮した投資への取り組みとして、国内債券では信用格付けやスプレッドを確認したうえで、ESG関連の債券を購入し、発行体のホームページで投資表明をしている。

また、委託運用においては、ほぼすべてのアクティブ運用の投資プロセスにおいて、ESG要素が考慮されていることを確認していることに加え、国内株式では、超過収益の獲得を目的に選考したアクティブファンドの中で、S（社会）を付加価値の源泉としているファンドを採用した。さらに、外国株式パッシブ運用において、ESG指数を用いた運用を採用している。また、国内株式においては、コンサルティング会社と共同で、ESGファンドやESG指数のパフォーマンス動向について調査を実施し、知識の蓄積に努めている。

- アクティブ運用の各ファンドについては、ESG要素を考慮した銘柄選択がなされていることを確認しているところであり、今後さらにESGを考慮した投資を推進するにあたっては、慎重に検討を進めたいと考えている。ESG投資については、パッシブ/アクティブ運用を問わずポートフォリオ全体のリスク・リターン特性の改善に寄与が見込めるものであることが望ましいと考えており、導入についてはコンサルによる分析等も活用しながら、継続的に検討している。

（１３）移行ポートフォリオ

【積立金基本指針】

第四 その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

- 管理運用主体は、基本ポートフォリオを見直す場合において、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ(基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。)を策定すること。

【遵守状況】

- 私学事業団は、令和5年度中に基本ポートフォリオの見直しは実施していない。

(14) 運用の状況の評価

【積立金基本指針】

第四 その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

- 二 主務大臣(法第百条の三の三第一項に規定する主務大臣をいう。以下同じ。)及び管理運用主体は、積立金の運用の状況については、原則として時価評価し、実質的な運用利回りによる評価を行うこと。また、管理運用主体の資産全体及び各資産の運用利回りについては、ベンチマーク収益率による評価を行うこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、管理運用の方針においてその評価方法を明らかにすること。

【管理運用の方針】

IV. 運用の評価等に関する事項

1. 運用状況の評価

私学事業団は、積立金の運用状況について、原則として時価評価し、実質的な運用利回りによる評価を行うものとする。また、資産全体及び各資産の運用利回りについては、ベンチマーク収益率による評価を行うものとする。ただし、貸付金については簿価による評価とする。

【遵守状況】

- 私学事業団は、管理積立金の運用の状況の評価については、時価及び簿価の両方により評価している。なお、貸付金については、簿価評価としている。
- 運用利回りの評価については、長期の運用目標との比較として、実質的な運用利回りによる評価を行っている（第4章参照）。
- 令和5年度における各資産の対ベンチマーク収益率による評価は、以下のとおり。

積立金全体で、ベンチマークを0.88%上回った。

資産配分要因においては、国内債券の保有が基本ポートフォリオより少なかったこと（アンダーウエイト）がプラスに寄与した。一方で、個別資産要因では、主として、国内株式におけるアクティブファンドのパフォーマンスが政策ベンチマークを下回っていたことがマイナスに寄与した。

(単位：％)

	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率
国内債券	△0.50	△1.12	0.62
国内株式	39.76	41.14	△1.38
外国債券	16.20	16.53	△0.33
外国株式	40.35	40.63	△0.27
合計	24.12	23.24	0.88

(ベンチマーク)

国内債券：NOMURA BPI/Ladder 10 年を 60%、NOMURA BPI/Ladder 20 年を 40%で合成した
ベンチマーク

国内株式：Russell/Nomura Total Market（配当込み）

外国債券：ブルームバーグ・グローバル総合（日本円除く、ヘッジなし、円ベース）

外国株式：MSCI ACWI（除く日本、配当込み、円ベース）

(単位：％)

	資産配分 要因①	個別資産 要因②	複合要因③
国内債券	0.55	0.15	
国内株式	0.17	△0.25	
外国債券	0.01	△0.07	
外国株式	0.27	△0.05	
合計	1.00	△0.22	0.11

（１５）運用実績等の公表

【積立金基本指針】

第四 その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

- 三 主務大臣及び管理運用主体は、積立金の運用に対する被保険者の理解を促進するため、被保険者に対する情報公開及び広報活動を積極的に行うこと。特に、管理運用主体が作成する業務概況書、所管大臣(法第七十九条の六第四項に規定する所管大臣をいう。)が行う管理積立金の管理及び運用の状況の評価の結果並びに主務大臣が作成する報告書等については、分かりやすいものとなるよう工夫すること。

【管理運用の方針】

VI. その他必要な事項

3. 積立金等の管理及び運用の状況に関する公表

私学事業団は、法第79条の8の規定に基づき、各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当該事業年度における積立金等の資産の額、その構成割合、運用収入の額等を記載した業務概況書を作成し、これを公表するとともに、文部科学大臣に送付するものとする。

また、私学事業団は、積立金等の運用に関する被保険者の理解を促進するため、被保

険者に対する情報公開及び広報活動を積極的に行うものとする。

【遵守状況】

- 私学事業団は、令和5年度第1、第2、第3四半期運用状況、令和5年度業務概況書をホームページ上で公表するとともに、広報誌等にて説明を行っており、被保険者に対する情報公開等を積極的に行っている。

(16) 受託者責任

【積立金基本指針】

第四 その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

- 四 管理運用主体は、受託者責任(忠実義務及び善良なる管理者としての注意義務を遵守することをいう。)を徹底するための機能を確保するとともに、業務を的確に遂行する上で必要となる人材の確保に努めること。

【管理運用の方針】

V. 運用担当者の責務

積立金等の運用に当たっては、積立金等が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、責任体制の明確化を図るとともに、積立金等の運用に関わる全ての者について、受託者責任(忠実義務及び善良なる管理者としての注意義務を遵守することをいう。)を徹底するための機能を確保するものとする。また、業務を的確に遂行する上で必要となる人材の確保に努めるものとする。

VI. その他必要な事項

2. 資産運用検討委員会

私学事業団は、積立金等の適切な管理及び運用に資するため、別に定めるところにより、外部の学識経験者等で構成する資産運用検討委員会を設置する。

【遵守状況】

- 私学事業団は、運用体制の強化、高度化を目的として、以下の対応を実施している。
 - ・ リスク管理体制を充実させる必要から、運用リスク管理室を設置し、専門人材を増員している。更に令和2年度からは理事長直下の組織として、独立した運用リスク管理監が設置され、運用資産のリスク等について客観性をもって管理監督し、理事長へ報告する体制が整備されている。
 - ・ 外部コンサルタントへの委託内容について、運用対象拡大に向けた調査研究、リスク管理の高度化などのテーマについて拡大している。
 - ・ 令和3年度からは、資産運用部に新たに専門人材を配置し、運用の多様化とリスク管理の高度化に対応する体制を整備している。
 - ・ 令和4年度に運用リスク管理部会を設置し、ガバナンスの強化を図っている。
- 私学事業団は積立金の安全かつ効率的な管理・運用に資するため、資産運用検討委員会を設置しており、令和5年度は3回開催している。(「第7章2(2) 資産運用検討委員会」参照)

(17) 相互連携

【積立金基本指針】

第四 その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

五 管理運用主体は、積立金の運用に係る業務の実施に関して、必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

【遵守状況】

- 私学事業団は、他の管理運用主体との間で、管理、運用及びリスク管理に係る情報について適宜情報連携を図っている。令和5年度の業務概況書の作成等には、開示レベルや基準に大きな差が生じないように、KKR、地共連と連携して作成を進めている。

(18) 自家運用

【管理運用の方針】

Ⅲ. 資産の管理及び運用に関する事項

5. 自家運用

(1) 運用の基本的手法等

自家運用においては、給付等に必要な流動性を確保しつつ、短期運用及び長期運用を行うものとする。

【遵守状況】

- 私学事業団は、年金給付に必要な資金繰りを確保するため、管理積立金の一部（国内債券、貸付金及び短期資産等）について、自ら管理運用業務を行っている。ただし、国内債券においては、平成27年4月より特定包括信託を活用し管理している。

【管理運用の方針】

Ⅲ. 資産の管理及び運用に関する事項

5. 自家運用

(2) 投資対象資産

自家運用における投資対象の資産は、法令に定めるもののうち、次に掲げる資産（元本が本邦通貨で支払われるものに限る。）とし、保有に当たっては、その信用リスク等について少なくとも半期毎に確認を行うものとする。

- ① 預金（現先を含む。）
- ② 国債
- ③ 地方債

- ④ 国債標準物（ヘッジ目的の先物取引に限る。）
- ⑤ 特別の法律により法人の発行する債券
- ⑥ 特定社債券
- ⑦ 社債（新株予約権付社債を含む。）
- ⑧ 金銭信託
- ⑨ 公社債型投資信託
- ⑩ 貸付信託受益証券
- ⑪ 円建外債
- ⑫ ユーロ円債
- ⑬ 貸付け（助成勘定及び福祉勘定への貸付けとする。）

【遵守状況】

- 私学事業団においては、管理運用の方針に定める投資対象資産以外の資産は保有しておらず、保有資産の信用リスク等については月毎に確認を行っている。

【管理運用の方針】

Ⅲ. 資産の管理及び運用に関する事項

5. 自家運用

(3) 短期運用

短期運用においては、安全性、流動性及び短期金利の動向等を勘案しつつ、有利な運用に努めるものとする。

また、手元資金の残高は、必要最小限にとどめるものとする。

【遵守状況】

- 私学事業団の月次の資産運用部会にて資金収支及び短期運用の状況を確認している。取引金融機関については、一定の基準によりペイオフリスク管理を行い、短期資産の管理運用を実施した。短期運用については、手元資金を必要最小限にとどめることを原則としながらも、日本銀行によるマイナス金利政策の影響により、金融機関の資金需要が減退するとともに、長期金利の超低金利が継続したことから、年度を通して普通預金の残高が高い状態となった。（「(9) 流動性の確保」参照）。

【管理運用の方針】

Ⅲ. 資産の管理及び運用に関する事項

5. 自家運用

(4) 長期運用

長期運用における債券については、管理受託者に管理を委託するものとし、Ⅲの4における管理受託者に関する取扱いを準用する。また、その運用に当たっては、発行体の

信用力及び市場流動性を考慮しつつ、残存期間及び金利見通し等を勘案し、長期的に有利な運用に努めるものとする。

【遵守状況】

- 私学事業団の長期運用については、債券の購入にあたり、安全性及び流動性を考慮しつつ、表面利率、取得単価、残存期間及び金利動向等を勘案の上、長期的に有利な運用に努めている。

【管理運用の方針】

Ⅲ. 資産の管理及び運用に関する事項

5. 自家運用

(5) 取引金融機関

自家運用する場合の取引金融機関の選定については、次に掲げる金融機関の信用リスク等に係る要件を勘案して、別に定める基準及び方法により行うものとする。

- ① 自家運用における投資対象資産の取引を行うために必要な業務の認可等を受けていること。
- ② 資本金が100億円以上であること。ただし、持株会社の傘下にある金融機関の場合は、当該持株会社の資本金が100億円以上であること。（資本金が円貨以外の場合は、為替レートで円換算するものとする。）
- ③ 証券会社にあつては、日本証券業協会の会員又は特別会員であること。
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ・インベスターズ・サービス、格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）から取得しているいずれかの格付がBBB格以上であること。ただし、持株会社の傘下にある金融機関の場合は当該持株会社の格付がBBB格以上であること。

【遵守状況】

- 私学事業団は、取引金融機関の選定について内規に基づき、適正に選定及び管理を行っている。

（１９）信託による委託運用

【管理運用の方針】

Ⅲ. 資産の管理及び運用に関する事項

4. 信託による委託運用

信託による委託運用においては、次に掲げる事項に留意した信託業務を行う銀行との単独運用指定包括信託契約又は同銀行との特定包括信託契約に基づく投資顧問会社との投資一任契約を締結した上で、資産の運用を委託する機関（以下「運用受託者」という。）及び資産の管理を委託する機関（以下「管理受託者」という。）に対し、法令、契約書、

管理運用の方針及び別に定める管理運用に関する諸ガイドライン（以下、「ガイドライン等」という。）に基づく資産の管理運用を行わせるものとする。

（１）運用の基本的手法等

信託による委託運用においては、パッシブ運用とアクティブ運用を併用し、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得た上で行うものとする。

【遵守状況】

- 私学事業団の委託運用においては、単独運用指定包括信託及び特定包括信託を併用しており、運用受託者及び管理受託者がガイドラインに基づく管理運用を行っている。

【管理運用の方針】

Ⅲ. 資産の管理及び運用に関する事項

４. 信託による委託運用

（２）投資対象資産

信託による委託運用における投資対象の資産は、法令に定めるもののうち次に掲げる資産とする。

- ① 動産信託受益権及び不動産信託受益権
- ② 国債、地方債、社債（社債の引受権を表示する証書を含む。）、特別の法律により法人の発行する債券及び非居住者円貨債券
- ③ 株式（株式の引受権を表示する証書を含む。）及び特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- ④ 投資信託受益証券
- ⑤ 投資証券
- ⑥ 金銭債権信託受益権
- ⑦ 預金、銀行勘定貸、コール・ローン及び手形割引市場において売買される手形
- ⑧ コマーシャル・ペーパー
- ⑨ ①から⑧までに掲げるものの性質を有する資産担保證券
- ⑩ ①から⑨までに掲げるものの性質を有する外貨建資産（預託証券・証書を含む。）
- ⑪ デリバティブ取引（原則として、原資産のヘッジを目的とした取引に限る。）

なお、不動産証券化商品、プライベート・エクイティなどのオルタナティブ資産については、リスク・リターン特性、流動性等について十分な検討を行い、オルタナティブ資産全体としての組入れ比率の上限を設定した上で投資を行うこととする。

【遵守状況】

- 私学事業団は、信託による委託運用において管理運用の方針に定める投資対象資産以外の資産は保有していない。

- 運用受託機関及びコンサルタントから、海外年金動向、オルタナティブ投資、E S G投資等についての情報提供を受け、オルタナティブ資産を含めた新たな投資資産・手法に関する調査研究を行っている。

【管理運用の方針】

Ⅲ. 資産の管理及び運用に関する事項

4. 信託による委託運用

(3) 受託者責任

運用受託者及び管理受託者に対しては、これらの者が私学事業団の資産の管理運用に当たって、専門家として慎重な注意をもって、専ら委託者たる私学事業団の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負うことを遵守させるものとする。

【遵守状況】

- 私学事業団は、委託運用においては、運用受託機関の受託者責任について、契約書上に記載している。

【管理運用の方針】

Ⅲ. 資産の管理及び運用に関する事項

4. 信託による委託運用

(4) 運用上の遵守事項

運用受託者に対しては、ガイドライン等に規定する投資対象資産、運用手法、運用目標数値及びリスク管理指標等を遵守させるとともに、必要な指示を行うものとする。

(5) 資産管理上の遵守事項

管理受託者に対しては、次に掲げる点を遵守させるものとする。

- ① 私学事業団からの受託資産は、他の信託財産として区分し、厳正に管理・保管すること。
- ② 有価証券の受渡し及び資金の決済に際しては、細心の注意を払うこと。
- ③ 再保管業務の委託に当たっては信用リスク、事務管理能力、コスト等に十分に留意すること。
- ④ 毎月末の資産状況に関する資料を提出すること。また、随時必要な資料を提出し説明を行うこと。
- ⑤ 法令、契約書等を遵守するとともに、その確保のための体制の整備を図ること。

(6) 運用状況の報告

月ごとの運用状況については、運用受託者から資料を提出させるとともに、必要に応じ運用状況、投資行動等を説明させるものとする。

また、四半期ごとの運用状況については、運用受託者から資料を提出させ、運用結果の総括と運用方針についてヒアリングを行い、必要に応じて、運用に関する指示を行う

ものとする。

(7) その他の報告

運用受託者及び管理受託者が法令、契約書、ガイドライン等に反する行為を行った場合には、速やかに私学事業団に報告させることとし、必要に応じて指示を行うものとする。

【遵守状況】

- 私学事業団は、運用受託機関に、毎月、運用実績やリスクの状況等について報告を求め、運用ガイドラインの遵守状況を確認している。また、四半期ごとに定期ミーティングを行い、運用状況の報告を受け、改善点についての協議を適宜実施している。
- 令和5年度において、運用受託機関及び管理受託機関から契約書、ガイドラインに抵触する重大な事項の報告はなかった。

【管理運用の方針】

Ⅲ. 資産の管理及び運用に関する事項

4. 信託による委託運用

(8) 運用等のコスト管理

私学事業団は、運用受託者及び管理受託者に支払う手数料等の運用に関するコストについては、運用手法や管理手法に応じ、効率的かつ合理的な水準を実現するよう管理するものとする。

【遵守状況】

- 私学事業団は、委託手数料が委託内容に対して合理的となるよう管理を行っており、令和5年度における委託手数料は以下のとおりである。

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度	
	委託手数料	委託手数料率
国内債券	0	0.00
国内株式	9	0.10
外国債券	10	0.12
外国株式	16	0.18

(20) 生命保険資産

【管理運用の方針】

Ⅲ. 資産の管理及び運用に関する事項

6. その他の運用

生命保険資産の運用を行う場合は、団体生存保険の保険料の払込みとし、一般勘定で委託運用するものとする。

【遵守状況】

- 私学事業団は、令和5年度において生命保険資産は保有していない。

第7章 その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項

1 私学事業団の業務の概要

私学事業団は、私学事業団法に基づく法人であり、「私学振興に係る業務を総合的に実施し、私立学校における教育と研究の充実、向上及び経営の安定に寄与するとともに、教職員の福利厚生の充実を図り、私学振興の先導的な拠点として、日本の教育・研究の発展に貢献する」ことを基本理念として、以下の事業を行っている。

【助成業務】

補助事業・・・私立大学等に対する補助金交付
貸付事業・・・学校法人等に対する貸付事業
助成事業・・・研修事業に対する助成金交付、厚生年金勘定への繰入れ
寄付金事業・・・受配者指定寄付金の受入れ・配付、学術研究振興基金の運営
減免資金交付事業・・・授業料等減免費交付金の交付
経営支援・情報提供事業・・・情報の収集・提供と経営支援サービス

【共済業務】

短期給付事業・・・加入者とその被扶養者への短期給付（病気、ケガ、出産、死亡、休業、災害など）
年金等給付事業・・・私学事業団が厚生年金保険の実施機関として行う厚生年金給付等及び私学共済制度の加入者や遺族の生活の安定のために行う退職等年金給付の決定や支払を行う事業
福祉事業・・・加入者とその被扶養者の健康の保持増進及び日常生活の援助を目的に行う事業（保健事業・医療事業・宿泊事業・積立貯金事業・積立共済年金事業・共済定期保険事業・生涯生活設計の支援事業・貸付事業）

2 私学事業団のガバナンス体制

（1）共済運営委員会

私学共済法第12条に基づき、私学事業団に主に共済業務に関する重要な事項についての審議を行う共済運営委員会を設置している。共済運営委員会は、文部科学大臣が委嘱する委員（私学共済制度の加入者、学校法人等の役員及び学識経験者）によって構成し、私学事業団理事長は、毎年1月及び6月の定例会及び臨時会を招集し、意見を聴取している。

(2) 資産運用検討委員会

私学事業団は積立金等の安全かつ効率的な管理・運用に資するため、理事長が、積立金等の管理運用に関する重要な事項について意見を聴取し、また、改善策に関して助言を受ける場として、資産運用検討委員会を設置している。同委員会の委員は理事長が委嘱し、資産運用を含む共済業務全体の適切な運営について審議を行う場である共済運営委員会の委員から3名以上（加入者、学校法人等の役員及び学識経験者から各1名以上）と、そのほか運用及び管理に関する有識者3名以内で構成されている。私学事業団の理事長は、定時又は臨時に意見を聴取し、助言を受けている。

同委員会の議事要旨については、私学事業団のホームページにおいて公開している。

【構成委員】（令和6年4月1日時点・五十音順・敬称略）※共済運営委員会委員

川北 英隆（委員長）	京都大学名誉教授、京都大学大学院経営管理研究部客員教授
青木 洋介※	武蔵野学園理事、むさしの学園小学校校長（学校法人代表）
和泉 巧※	東京理科大学事務総局副局長・財務部長（加入者代表）
金武 伸治	ラッセル・インベストメント株式会社 コンサルティング部エグゼクティブコンサルタント
坂本 純一※	J S アクチュアリー事務所代表（学識経験者）
高橋 知宏	（株）大和ファンド・コンサルティング 年金運用コンサルティング部長

【開催状況】（令和5年4月以降）

	開催日	議 題
第42回	令和5年6月7日	1 基本ポートフォリオの検証 2 令和4年度業務概況書 3 国内株式マネージャー・ストラクチャー
第43回	令和5年10月30日	1 令和5年度上半期の運用状況 2 国内株式のマネージャー・ストラクチャー 3 株主議決権行使に関する実務ガイドラインの見直し
第44回	令和6年2月29日	1 令和5年度第3四半期の運用状況 2 責任投資原則（PRI）署名 3 令和6年財政検証
第45回	令和6年6月5日	1 基本ポートフォリオの検証 2 令和5年度業務概況書 3 責任投資原則（PRI）署名 4 令和6年財政検証

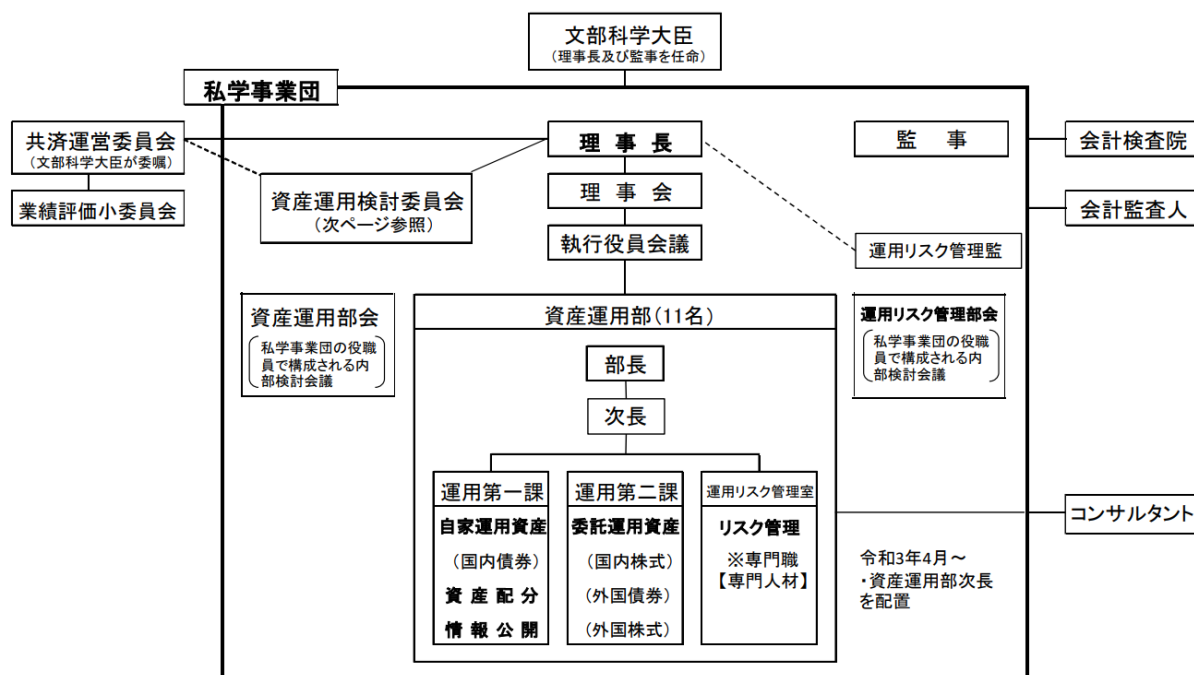
(3) 積立金の管理及び運用業務に関するガバナンス体制の概念図

私学事業団の事務局たる資産運用部からのボトムアップのプロセスにおいては、ガバナンス体制の概念図にあるとおり、関係役職員（運用リスク管理監を含む）及び専門職で構成される内部検討会議である資産運用部会で検討された後、事業団役員で構成される執行役員会議及び理事会で審議されたうえで理事長が意思決定することとされている。令和3年度には資産運用部に専門人材として次長職を配置し、運用の多様化等に対応する体制を整備している。

また、重要な意思決定に関しては、ボトムアップのプロセスに加え、理事長が委嘱する委員で構成され、理事長が意見を聴取し、助言を得る場である資産運用検討委員会と、文部科学大臣が委嘱する委員で構成され、資産運用を含む共済業務全体の適切な運営について審議する場である共済運営委員会において客観的に審議されている。

資産運用におけるリスクへの対応としては、資産運用部内の運用リスク管理室における専門人材によるリスク管理業務に加え、運用リスク管理監が理事長直下の組織として独立した立場で客観性をもって管理監督し、理事長へ報告する体制が整備されている。令和4年度には運用リスク管理部会が設置され、ボトムアップのプロセスの中で定例的に運用リスク管理の状況について検証がなされている。

以上のことから、事業団の内部統制については、概ね整っている。



(参考) 各種規程等

私学事業団は厚生年金保険法第79条の6第1項の規定に基づき、法第79条の4第1項に規定する積立金基本方針に適合するように、かつ、法第79条の5第1項に規定する積立金の資産の構成の目標に即して、「厚生年金保険給付積立金の管理運用の方針」を定め、それに基づき、積立金等の管理及び運用を行っている。

○その他の規程等

名称	概要
委託運用機関の選定、評価及び解約に係る実施基準	委託運用機関に係る選定、評価及び解約の検討にあたっての基準及びプロセスを定めたもの
年金資産管理運用ガイドライン	委託運用機関との契約にあたり、運用手法や運用目標のほか遵守すべき事項を確認するためのガイドライン
株主議決権行使に関する実務ガイドライン	国内株式及び外国株式に係る委託運用機関との契約にあたり、株主議決権の適正な行使を求めたためのガイドライン
スチュワードシップ責任を果たすための方針	アセットオーナーとして、日本版スチュワードシップ・コードの各原則の受け入れを表明するとともに公表したスチュワードシップ責任を果たすための方針

ま と め

私学事業団が管理及び運用する厚生年金保険の年金積立金（管理積立金）について、令和5年度における各項目の評価結果は、以下のとおりであった。

① 管理積立金の運用の状況及び運用の状況が年金財政に与える影響

私学事業団の令和5年度の管理積立金の収益率（名目運用利回り）は22.98%となっている。名目賃金上昇率の実績は1.68%であるから、実質的な運用利回りは20.95%である。

また、被用者年金制度の一元化後の過去8年間（平成28年度から令和5年度）の管理積立金の平均収益率（名目運用利回り）は7.62%となっている。名目賃金上昇率の実績平均は0.65%であるから、実質的な運用利回りの平均は6.93%である。

私学事業団の管理運用の方針に定める長期の運用目標は、1.7%であるから、長期的に見て、年金財政上必要な運用利回りを確保していると評価できる。

② 共済独自資産についての運用の状況

共済独自資産の運用として行っている助成勘定への長期貸付については、国内債券と同程度の収益率を確保し、安定的な年金制度運用に寄与するとともに、年限及び残高に一定の制約を設けていることから、適切にリスクを管理している。

③ 「積立金基本指針」及び私学事業団の「管理運用の方針」に定める事項の遵守の状況

「積立金基本指針」及び「管理運用の方針」の遵守状況については、令和5年度末の資産構成が、「管理運用の方針」において規定している基本ポートフォリオの許容乖離幅の範囲に収まっていること等から、概ね遵守しているものと評価できる。

④ その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項

私学事業団におけるガバナンス体制の整備状況については、昨年度に引き続き、概ね整っていると評価できる。

年金積立金運用関係法令

【厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）】

（運用の目的）

第七十九条の二 積立金（年金特別会計の厚生年金勘定の積立金（以下この章において「特別会計積立金」という。）及び実施機関（厚生労働大臣を除く。次条第三項において同じ。）の積立金のうち厚生年金保険事業（基礎年金拠出金の納付を含む。）に係る部分に相当する部分として政令で定める部分（以下「実施機関積立金」という。）をいう。以下この章において同じ。）の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

（積立金の運用）

第七十九条の三 特別会計積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的に沿つた運用に基づく納付金の納付を目的として、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、特別会計積立金を寄託することにより行うものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく寄託をするまでの間、財政融資資金に特別会計積立金を預託することができる。
- 3 実施機関積立金の運用は、前条の目的に沿つて、実施機関が行うものとする。ただし、実施機関積立金の一部については、政令で定めるところにより、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は私立学校教職員共済法（以下「共済各法」という。）の目的に沿つて運用することができるものとし、この場合における同条の規定の適用については、同条中「専ら厚生年金保険」とあるのは、「厚生年金保険」とする。

（積立金基本指針）

第七十九条の四 主務大臣は、積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（以下「積立金基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 積立金基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 積立金の管理及び運用に関する基本的な方針
 - 二 積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項
 - 三 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体（年金積立金管理運用独立行政法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）が遵守すべき基本的な事項
 - 四 その他積立金の管理及び運用に関する重要事項
- 3 主務大臣は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、積

立金基本指針に検討を加え、必要に応じ、これを変更するものとする。

- 4 積立金基本指針を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針の案又はその変更の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。
- 5 財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣は、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、積立金基本指針の変更の案の作成を求めることができる。
- 6 主務大臣は、積立金基本指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

(積立金の資産の構成の目標)

第七十九条の五 管理運用主体は、積立金基本指針に適合するよう、共同して、次条第一項に規定する管理運用の方針において同条第二項第三号の資産の構成を定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標を定めなければならない。

- 2 管理運用主体は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、共同して、前項に規定する積立金の資産の構成の目標に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならない。
- 3 管理運用主体は、第一項に規定する積立金の資産の構成の目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、共同して、これを公表するとともに、主務大臣に送付しなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項に規定する積立金の資産の構成の目標が積立金基本指針に適合しないと認めるときは、管理運用主体に対し、当該目標の変更を命ずることができる。
- 5 前項の規定による命令をしようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針に適合するよう変更させるべき内容の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

(管理運用の方針)

第七十九条の六 管理運用主体は、その管理する積立金（地方公務員共済組合連合会にあつては、地方公務員共済組合連合会が運用状況を管理する実施機関の実施機関積立金を含む。以下この章において「管理積立金」という。）の管理及び運用（地方公務員共済組合連合会にあつては、管理積立金の運用状況の管理を含む。以下この章において同じ。）を適切に行うため、積立金基本指針に適合するように、かつ、前条第一項に規定する積立金の資産の構成の目標に即して、管理及び運用の方針（以下この章において「管理運用の方針」という。）を定めなければならない。

- 2 管理運用の方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 管理積立金の管理及び運用の基本的な方針
 - 二 管理積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項
 - 三 管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項
 - 四 その他管理積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項
- 3 管理運用主体は、積立金基本指針が変更されたときその他必要があると認めるときは、管理運用の方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならない。

- 4 管理運用主体は、管理運用の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該管理運用主体を所管する大臣（以下この章並びに第百条の三の三第二項第一号及び第三項において「所管大臣」という。）の承認を得なければならない。
- 5 管理運用主体は、管理運用の方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 管理運用主体は、積立金基本指針及び管理運用の方針に従つて管理積立金の管理及び運用を行わなければならない。
- 7 所管大臣は、その所管する管理運用主体の管理運用の方針が積立金基本指針に適合しなくなつたと認めるときは、当該管理運用主体に対し、その管理運用の方針の変更を命ずることができる。

（管理運用主体に対する措置命令）

第七十九条の七 所管大臣は、その所管する管理運用主体が、管理積立金の管理及び運用に係る業務に関しこの法律の規定若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又は当該管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況が、積立金基本指針若しくは当該管理運用主体の管理運用の方針に適合しないと認めるときは、当該管理運用主体に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置又は当該管理積立金の管理及び運用の状況を積立金基本指針若しくは当該管理運用の方針に適合させるために必要な措置をとることを命ずることができる。

（管理積立金の管理及び運用の状況に関する公表及び評価）

- 第七十九条の八 管理運用主体は、各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当該事業年度における管理積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の主務省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表するとともに、所管大臣に送付しなければならない。
- 2 所管大臣は、その所管する管理運用主体の業務概況書の送付を受けたときは、速やかに、当該管理運用主体について、管理積立金の管理及び運用の状況（第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況を含む。）その他の管理積立金の管理及び運用に関する主務省令で定める事項について評価を行い、その結果を公表するものとする。
 - 3 所管大臣は、第一項の規定による業務概況書の送付を受けたときは、前項の規定による評価の結果を添えて、当該業務概況書を主務大臣に送付するものとする。
 - 4 年金積立金管理運用独立行政法人について第一項の規定を適用する場合においては、同項中「決算完結後」とあるのは、「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項の規定による同項に規定する財務諸表の提出後」とする。

（積立金の管理及び運用の状況に関する公表及び評価）

- 第七十九条の九 主務大臣は、毎年度、主務省令で定めるところにより、積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額、積立金の運用の状況の評価その他の積立金の管理及び運用に関する事項を記載した報告書を作成し、これを公表するものとする。
- 2 前項の報告書を作成しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、その案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

- 3 主務大臣は、第一項の報告書における評価の結果に基づき、管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況が積立金基本指針に適合しないと認めるときは、当該管理運用主体の所管大臣に対し、当該管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況を積立金基本指針に適合させるために必要な措置をとるよう求めることができる。
- 4 前項の規定による措置を求めようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針に適合させるために必要な措置の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

(主務大臣等)

第百条の三の三 第四章の二及び第三項における主務大臣は、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣とする。

- 2 この法律における主務省令は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣又は地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十九第一項の規定による主務大臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 第七十九条の八第一項及び第二項の主務省令 所管大臣の発する命令
 - 二 第七十九条の九第一項の主務省令 厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣の発する命令
- 3 所管大臣は、前項第一号に掲げる主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議するものとする。

【日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（抄）】

(余裕金の運用)

第三十九条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得
 - 二 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金
 - 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託
- 2 事業団は、前項の規定にかかわらず、政令で定める方法により、第三十三条第一項第二号から第五号までの経理に係る勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。

【日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）（抄）】

(余裕金の運用)

第十六条 法第三十九条第二項の政令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 信託業務を営む金融機関又は信託会社への信託（法第三十九条第一項第三号に掲げるものを除く。）
- 二 不動産の取得
- 三 加入者（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。次条において「共済法」という。）第十四条第一項に規定する加入者をいう。）を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事とするものに限る。）の保険料の払込み
- 四 他の勘定（法第三十三条第一校各号の経理に係る勘定をいう。）に対する資金の貸付け

【日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年文部省令第四十二号）（抄）】

（厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する文部科学省令で定める事項）

第二十四条の三 厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する文部科学省令で定める業務概況書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 当該事業年度における管理積立金（厚生年金保険法第七十九条の六第一項に規定する管理積立金のうち事業団が管理するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の資産の額
- 二 当該事業年度における管理積立金の資産の構成割合
- 三 当該事業年度における管理積立金の運用収入の額
- 四 厚生年金保険法第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況
- 五 厚生年金保険法第七十九条の六第二項第三号に規定する管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項
- 六 管理積立金の運用利回り
- 七 管理積立金の運用に関するリスク管理の状況
- 八 運用手法別の運用の状況（事業団が法第三十九条第一項第三号並びに施行令第十六条第一号及び第三号に規定する方法で運用する場合にあつては、当該運用に関する契約の相手方の選定、管理の状況等を含む。）
- 九 事業団における株式に係る議決権の行使に関する状況等
- 十 事業団の役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が法令等に適合するための体制その他事業団の業務の適正を確保するための体制に関する事項
- 十一 その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項

（厚生年金保険法第七十九条の八第二項に規定する文部科学省令で定める事項）

第二十四条の四 厚生年金保険法第七十九条の八第二項に規定する文部科学省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 管理積立金の運用の状況及び当該運用の状況が年金財政に与える影響
- 二 厚生年金保険法第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況

- 三 厚生年金保険法第七十九条の四第一項に規定する積立金基本指針及び同法第七十九条の六第一項に規定する管理運用の方針に定める事項の遵守の状況（前二号に掲げるものを除く。）
- 四 その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項

【厚生年金保険法第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項及びその公表方法を定める省令（平成二十七年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省令第一号）】

- 1 厚生年金保険法（以下「法」という。）第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 当該年度における積立金（法第七十九条の二に規定する積立金をいう。以下同じ。）の資産の額及びその構成割合（管理運用主体（法第七十九条の四第二項第三号に規定する管理運用主体をいう。以下同じ。）の管理積立金（法第七十九条の六第一項に規定する管理積立金をいう。以下同じ。）ごとの資産の額及びその構成割合を含む。）
 - 二 当該年度における積立金の運用収入の額（管理運用主体の管理積立金ごとの運用収入の額を含む。）
 - 三 積立金の管理及び運用の状況に関する次に掲げる事項の評価（管理運用主体の管理積立金ごとの管理及び運用の状況に関する次に掲げる事項の評価を含む。）
 - イ 当該運用の状況が年金財政に与える影響
 - ロ 法第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況
 - ハ 積立金基本指針（法第七十九条の四第一項に規定する積立金基本指針をいう。）に定める事項の遵守の状況（イ及びロに掲げる事項を除く。）
 - 四 その他積立金の管理及び運用に関する重要事項
- 2 主務大臣は前項の報告書の作成後、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

附 則

- 1 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。
- 2 平成二十七年度に係る法第七十九条の九第一項の報告書に記載すべき事項のうち、第一項第二号に規定する積立金の運用収入の額に関し、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団の管理積立金については、平成二十七年十月一日から平成二十八年三月三十一日までの間における当該管理積立金の運用収入の額を記載するものとする。

【積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（平成二十六年七月三日、改正文 令和二年二月二十七日 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号）】

第一 積立金の管理及び運用に関する基本的な方針

- 一 積立金(厚生年金保険法(以下「法」という。)第七十九条の二に規定する積立金をいう。以下同じ。)の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険(法第七十九条の三第三項の規定により共済各法(同項に規定する共済各法をいう。)の目的に沿って運用する場合においては、厚生年金保険)の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。
- 二 積立金の運用は、厚生年金保険事業の財政上の諸前提(法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成する際に用いられる厚生年金保険事業の財政上の諸前提をいう。以下同じ。)を踏まえ、保険給付等に必要な流動性を確保しつつ、必要となる積立金の実質的な運用利回り(積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。以下同じ。)を、最低限のリスクで確保することを目的として行うこと。

第二 積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項

- 一 管理運用主体(法第七十九条の四第二項第三号に規定する管理運用主体をいう。以下同じ。)は、本指針に適合するよう、共同して、管理運用の方針(法第七十九条の六第一項に規定する管理運用の方針をいう。以下同じ。)において基本ポートフォリオ(同条第二項第三号に規定する管理積立金(同条第一項に規定する管理積立金をいう。以下同じ。)の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成をいう。以下同じ。)を定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定めること。その際、積立金等の今後の見通しと整合的な形でリスク検証を行うこと。
- 二 モデルポートフォリオは、厚生年金保険事業の財政上の諸前提と整合性をもつ積立金の実質的な運用利回りとして、財政の現況及び見通しを作成する際に積立金の運用利回りとして示される積立金の実質的な運用利回りを長期的に確保する構成とすること。
- 三 管理運用主体は、モデルポートフォリオを定めるに当たっては、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮すること。その際、今後の経済状況の見通しを踏まえ、フォワード・ルッキングなリスク分析を行うこと。
- 四 管理運用主体は、モデルポートフォリオを定めるに当たっては、モデルポートフォリオを参酌して管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討すること。その際、モデルポートフォリオの乖離許容幅の範囲内で基本ポートフォリオを定める等、管理運用主体が管理積立金の運用において、厚生年金保険事業の共通財源として一体性を確保しつつ、自主性及び創意工夫を発揮できるようなものとなるよう配慮すること。
- 五 管理運用主体は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるとき

は、共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならないこと。また、管理運用主体は、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての定期的な検証の必要性について検討すること。

第三 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項

- 一 管理運用主体は、管理積立金の管理及び運用を適切に行うため、本指針に適合するように、かつ、モデルポートフォリオに即して、基本ポートフォリオを含む管理運用の方針を定めること。その際、基本ポートフォリオについては、積立金等の今後の見通しと整合的な形でのリスク検証を行うこと。
- 二 管理運用主体は、本指針が変更されたときその他必要があると認めるときは、管理運用の方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならないこと。特に、基本ポートフォリオについては、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての検証を定期的に行い、必要に応じ、随時見直すこと。
- 三 管理運用主体が基本ポートフォリオを定めるに当たっては、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮すること。その際、今後の経済状況の見通しを踏まえ、フォワード・ルッキングなリスク分析を行うこと。
- 四 管理運用主体は、本指針及び管理運用の方針に従って管理積立金の管理及び運用を行わなければならないこと。
- 五 管理運用主体は、分散投資による運用管理を行うこと。その際、ポートフォリオの管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等のリスク管理を行うこと。
- 六 管理運用主体による管理積立金の運用に当たっては、管理運用主体の資産の規模に応じ、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケット・インパクトを被ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。
- 七 管理運用主体は、企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主等の長期的な利益の最大化を目指す観点から、株主義決権の行使等の適切な対応を行うこと。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成二十六年二月二十六日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針の策定及び公表についても検討を行うこと。
- 八 管理運用主体は、企業経営等に与える影響を考慮し、自家運用で株式運用を行う場合においては、個別銘柄の選択は行わないこと。
- 九 管理運用主体は、年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、保険給付等に支障を生じさせることがないように、保険給付等に必要な流動性を確保すること。
- 十 管理運用主体は、実質的な運用利回りを確保することができるよう、運用手法の見直し並びに運用受託機関等の選定機能及び管理の強化のための取組を進めること。この場合におい

て、運用受託機関等については、定期的に評価を行い、資金配分の見直し等の必要な措置を採ること。

十一 管理運用主体は、パッシブ運用とアクティブ運用を併用することを原則とすること。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。

十二 管理運用主体は、積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要なものであるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるE S G（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を行うこと。

第四 その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

一 管理運用主体は、基本ポートフォリオを見直す場合において、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定すること。

二 主務大臣（法第百条の三の三第一項に規定する主務大臣をいう。以下同じ。）及び管理運用主体は、積立金の運用の状況については、原則として時価評価し、実質的な運用利回りによる評価を行うこと。また、管理運用主体の資産全体及び各資産の運用利回りについては、ベンチマーク収益率による評価を行うこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、管理運用の方針においてその評価方法を明らかにすること。

三 主務大臣及び管理運用主体は、積立金の運用に対する被保険者の理解を促進するため、被保険者に対する情報公開及び広報活動を積極的に行うこと。特に、管理運用主体が作成する業務概況書、所管大臣（法第七十九条の六第四項に規定する所管大臣をいう。）が行う管理積立金の管理及び運用の状況の評価の結果並びに主務大臣が作成する報告書等については、分かりやすいものとなるよう工夫すること。

四 管理運用主体は、受託者責任（忠実義務及び善良なる管理者としての注意義務を遵守することをいう。）を徹底するための機能を確保するとともに、業務を的確に遂行する上で必要となる人材の確保に努めること。

五 管理運用主体は、積立金の運用に係る業務の実施に関して、必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

六 主務大臣は、管理運用主体に対し、積立金の運用評価等に用いる厚生年金保険の被保険者の賃金上昇率等の実績を適時に提供すること。

七 主務大臣は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、本指針に検討を加え、必要に応じ、これを変更すること。

（以 上）